

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式

新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会
令和４（２０２２）年８月

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	参加者において遵守すべき事項・・・・・・・・	2
5	実行委員会において実施すべき事項・・・・・・・・	3
6	体調不良者発生時の対応・・・・・・・・	5

様式1「体調管理チェックシート」

「体調管理チェックシート」（自己管理用）

様式2「体調管理チェックシート(総括表)」

様式3「新型コロナウイルス感染症発症状況報告書」

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（日本スポーツ協会）、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、第 77 回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）総合開会式・総合閉会式及び第 22 回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）開会式・閉会式（以下「開・閉会式」という。）の開催に当たって、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、参加者において遵守すべき事項、及びいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）において実施すべき事項を取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいて取りまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3 定義及び対象

(1) 定義

ア 開・閉会式関連会場とは、カンセキスタジアムとちぎ（栃木県総合運動公園陸上競技場）（以下「カンセキスタジアムとちぎ」という。）を含む栃木県総合運動公園をいう。

イ 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 発熱している者（37.5℃以上）

(イ) 次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者

- ・ 喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
- ・ 頭痛、だるさ（倦怠感）
- ・ 息苦しさ
- ・ 身体が重い、疲れやすい
- ・ 味覚異常、嗅覚異常

ウ 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者

なお、感染者とは、PCR検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。

(イ) 同居家族や身近な人に体調不良者がいる者

(ウ) 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、入国後の待機期間が終了していない者

(2) 対象

開・閉会式に参加する次の者を対象とする。

- ・ 選手団（選手・監督・本部役員）
- ・ 大会役員
- ・ 競技会役員
- ・ 招待者
- ・ 一般観覧者・都道府県応援団（以下「一般観覧者等」という。）
- ・ 式典出演者
- ・ 報道員
- ・ 視察員
- ・ 施設管理者
- ・ 式典業務従事者（式典補助員、ボランティア、おもてなし・物販業務従事者、式典運営業務受託者等）

上記のほか、実行委員会において必要と認める者

4 参加者において遵守すべき事項

(1) 手洗い及び手指消毒の励行

こまめに手を洗い、手指消毒を行うこと。また、手洗い後に手を拭くためのマイタオル等を持参すること。

(2) マスク着用の徹底

マスク（不織布マスクを推奨）を着用すること。ただし、以下の場合を除く。

ア 式典出演者が演技、演奏において着用できない場合

イ 手話通訳等、口元を隠すと支障がある場合

ウ マスクの着用が難しい参加者においては実行委員会にその旨を申し出ることとする。申出を受けた実行委員会は、個別に入場の可否を判断する。

(3) 大声での会話や応援の禁止

大声（通常よりはるかに大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）での会話や応援をしないこと。

(4) 健康調査の実施

ア 体調等の記録

開・閉会式に参加する日の 14 日前から開・閉会式に参加する日までの間、起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。

また、開・閉会式に参加した翌日から 14 日間、自主的に起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。

イ その他

- (ア) 参加者にPCR検査等を義務付ける場合は、対象者、検査結果の確認方法等については、別に定める参加条件等による。
- (イ) 参加者は、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を活用することが望ましい。
- (ウ) 喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

(5) 入場時の対応

ア 検温

非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。

イ 体調等の確認

実行委員会へ健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY（グローバルセーフティ）」を提示又は体調管理チェックシート（様式1）を提出すること。

代表受付を行う場合は、代表者が健康管理アプリにより全員の健康状態等を確認した上で、受付時に画面提示を行うこと。

また、体調管理チェックシート（様式1）により健康状態等の記録を行う者がいる場合は、当該体調管理チェックシートに体調管理チェックシート総括表（様式2）を添付し、実行委員会へ提出すること。

ウ 入場の可否

ア及びイにより、開・閉会式参加日の10日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合、及び健康管理アプリ又は体調管理チェックシート（様式1）（以下「健康管理アプリ等」という。）に記録漏れ等の不備がある場合は入場できない。

ただし、別に定める参加条件等を満たす場合はこの限りではない。

5 実行委員会において実施すべき事項

(1) 開・閉会式関連会場

ア 全般

(ア) 手指衛生の励行

- a 出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。
- b 手洗い場には、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスター等を掲示し、こまめな手洗いを促す。

(イ) マスク着用の徹底

マスク着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、開・閉会式関連会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

(ウ) 3密の回避

- a 人と人との接触を可能な限り避け身体的距離（できるだけ2 m、最低1 m）を確保できる対策を講じる。ただし、演技中、障害者の誘導や介助を行う場合はこの限りではない。なお、別な障害者の誘導や介助を行う前に必ず手指消毒を行う。
- b 一般観覧者等とそれ以外の参加者との動線を分け、立入禁止の掲示などで、両者が交わることがないようにゾーニングを行う。
- c 入場時間・退場時間を設定し、参加者の属性やエリアごとに時間差を持たせるなどの工夫をする。
- d 受付、シャトルバス乗り場、トイレなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置や実行委員会担当者による呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。
- e 各控室などの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

(エ) 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

(オ) 感染防止対策責任者の配置

感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。

イ 受付

- (ア) 人と人が近距離で対面して話す場所には、飛沫感染防止のための透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、担当者はマスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。
- (イ) 大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。
- (ウ) 参加者の検温、健康管理アプリ等の確認を行う。参加者にPCR検査等を義務付ける場合は、対象者、検査結果の確認方法等については、別に定める参加条件等による。

ウ カンセキスタジアムとちぎ観客席

- (ア) スタンドの座席配置については、式典参加区分ごとにエリアを分け、ゾーニングを行うとともに、一席空け等により身体的距離を確保する。
- (イ) ゾーニングを行う際は、車椅子や介助者の通行が想定されることから、通路の幅などに十分余裕を持つ。
- (ウ) 式典の前後において、感染拡大防止のためのアナウンスを行う。
- (エ) 観客席は収容定員の50%以内とする。
- (オ) 選手団用の座席を設ける場合は、一般観客者等のエリアと区分けする。
- (カ) 対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。

エ 取材エリア

- (ア) 取材は事前申請とし、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。
- (イ) 取材場所は、目印の設置等で身体的距離を確保する等の対策を講じる。

オ おもてなし、売店、休憩所等

- (ア) 出店（出展）場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- (イ) 出店（出展）者はマスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。
- (ウ) 参加者が身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。
- (エ) 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。
指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。
- (オ) これら(ア)～(エ)の感染症対策を講じることができない場合は、設置を中止する。

(2) 宿泊及び輸送

宿泊及び輸送については、「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」及び「いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」に準じる。

6 体調不良者発生時の対応

体調不良者発生時の対応については、「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」及び「いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」に準じる。

ただし、報告については、当ガイドラインの様式3を速やかに実行委員会に提出するものとする。

体調管理チェックシート（提出用）

◎体調管理チェックシート(自己管理用)の記載等を確認したうえで、本シートを作成し、受付で提出してください。
代表受付を行う場合は代表者に提出してください。

ふりがな		電話番号 (携帯電話等)	
氏名			
団体等名 (一般観覧者を除く)			

本日以前14日間の健康状態等は次のとおりで相違ありません。

日付(記入してください)		/
項目(該当する項目にチェック(✓)を記入してください)		
大会参加のために実施したPCR検査の結果は陰性である(抗原定性検査を実施した場合は、その結果が陰性である)。		
下のいずれの項目にも該当しない。		
37.5℃以上の発熱がある		
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある	
	頭痛、倦怠感(だるさ)がある	
	息苦しさがある	
	からだが重い、疲れやすい	
	味覚や嗅覚の異常がある	
	発熱及び上記の各症状を緩和又は改善させるために薬剤を服用した ※1	
行動歴	新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触がある ※2	
	同居家族や身近な人に体調不良者がいる	
	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、入国後の待機期間が終了していない	

※1 新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき処方された薬剤は除きます。

※2 保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者としてします。

本シートは、大会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後に破棄します。

国体・障スポ 開・閉会式参加者用

自己管理用

体調管理チェックシート ※提出不要

本シートは、大会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態の管理に使用いただくことを目的としています。観覧になる日の14日前から体温測定、各健康状態の項目を確認してください。なお、この様式は提出不要です。様式1を観覧される日に受付に提出してください。

・「参加日」に該当する次の開・閉会式のうち1つに○印を付けてください。

・国体総合開会式

・国体総合閉会式

・障スポ開会式

・障スポ閉会式

(ふりがな)	
氏名	

電話番号 (携帯電話等)	
-----------------	--

団体等名	
------	--

日付（記入してください）		14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	参加日
項目		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温（0.1℃単位で記入してください）	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
該当する項目のみチェック（✓）又は必要事項を記入してください（該当しない項目は空欄のままとしてください）。																
症状なし																
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある															
	頭痛、倦怠感（だるさ）がある															
	息苦しさがある															
	からだが重い、疲れやすい															
	味覚や嗅覚の異常がある															
	発熱及び上記の各症状を緩和又は改善させるために薬剤を服用した ※1															
行動歴	新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触がある※2															
	同居家族や身近な人に体調不良者がいる															
	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、入国後の待機期間が終了していない															
	該当する場合は国、地域等を記入してください。															

※1 新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき処方された薬剤は除きます。
 ※2 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断されたものとします。

体調管理チェックシート（総括表）

◎団体の代表者は、所属の式典参加者の体調管理チェックシート（様式 1）を回収し、記載等を確認してください。その後、本シート（総括表）を作成し、受付時に本シート及び様式 1 を実行委員会に提出してください。

都道府県名		団体等名	
-------	--	------	--

代 表 者	ふりがな		メールアドレス	
	氏名		電話番号 (携帯電話等)	
	住所			

体調管理チェックシート（様式 1）の提出枚数	枚
------------------------	---

当式典参加者の本日及び本日以前14日間の健康状態は次のとおりです。

日付（記入してください）		／
項目（該当する項目にチェック（✓）を記入してください）		
当選手団所属選手等のPCR検査の結果は陰性である（抗原定性検査を実施した場合は、その結果が陰性である）。		
下のいずれの項目にも該当する者がいない。		
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健 康 状 態	「せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある」に該当する者がいる	
	「頭痛、倦怠感（だるさ）がある」に該当する者がいる	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる	
	「からだが重い、疲れやすい」に該当する者がいる	
	「味覚や嗅覚の異常がある」に該当する者がいる	
	「発熱及び上記の各症状を緩和又は改善させるために薬剤を服用した」に該当する者がいる (新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき処方された薬剤は除きます)	
行 動 歴	「新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「同居家族や身近な人に体調不良者がいる」に該当する者がいる	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、入国後の待機期間が終了していない」に該当する者がいる	

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。
本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。
また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。
なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書

報告No.			報告状況 ステータス		
対象者 情報	フリガナ			性別	年齢
	氏名				
	参加区分	☐ 選手 ☐ 監督 ☐ 本部役員 ☐ 大会役員 ☐ 競技会役員 ☐ 招待者 ☐ 一般観覧者等 ☐ 式典出演者 ☐ 報道員 ☐ 視察員 ☐ 施設管理者 ☐ 式典業務従事者 ☐ その他〔 〕			
感染 情報	感染区分			確定日	
	事案把握 タイミング	☐ （開・閉）会式開始前 ⇒ 現地入り前 ・ 現地入り後 ☐ （開・閉）会式当日 ☐ （開・閉）会式終了後 ⇒ 現地出発前 ・ 現地出発後 * 開・閉のどちらかを○で囲む * 「現地」とは、開・閉会式参加にあたり拠点とする場所（宿舍等）			
	推定される 感染理由、 確定日 2日前から の行動歴				
	指示・ 対応状況	指示者			
		指示内容			
備考欄					

報告期日：

団体名：

記入者（団体役職）：

※作成後、実行委員会へ報告してください。

第 77 回国民体育大会 競技会における競技会場への入場について

1 概要

国体の各競技会場においては、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」等に基づき、3密（密閉、密集、密接）の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用や換気等に加え、選手・競技会運営関係者とそれ以外の参加者の動線分離等の感染防止対策を講じることとしている。

しかし、競技会場によっては、これらの対策を確実に行うために、競技エリアへの入場人数をやむを得ず制限することが必要となる場合がある。

このため、競技会場ごとに、選手団本部役員等の入場人数を定めることとする。

2 競技会場への入場について

感染防止対策の観点から、国体参加申込システムに登録される選手団本部役員、顧問、視察員の入場人数を、会場ごとに定めることとする。

なお、会期前実施競技における競技会場への選手団本部役員等の入場については、以下のとおりとする。

会場地	競技（種目）		入場人数 ※
宇都宮市	水泳	競泳	各都道府県 5 名
		飛込	
		A S	
	体操	体操競技	
	弓道		
足利市	バレーボール	ビーチバレーボール	各都道府県 5 名
小山市	水泳	水球	各都道府県 5 名
	体操	新体操	ただし、競技会に参加する都道府県に限る。
市貝町	水泳	O W S	人数制限なし

※ 入場人数は、国体参加申込システムに登録される本部役員、顧問、視察員とする。

第 77 回国民体育大会ボウリング競技会における競技会場への入場について

1 競技会概要（会場地：栃木県足利市）

期 日	令和 4 (2022) 年 10 月 6 日（木）～ 10 日（月）
会 場	足利スターレーン

2 競技会場への入場に係る対応

競技会場全体が狭小であり、階層の移動も階段 1 か所のみで、選手団や競技役員と一般観覧者との動線分離が困難である。

また、投球レーン後方通路を観覧スペースとする予定であったが、選手団等と一般観覧者の距離を確保した上で観戦スペースを設置することが困難であり、選手団のうち、コーチ等の帯同者や本部役員についても入場人数を制限せざるを得ない状況である。

これらのことから、競技会関係者のみの参加で競技会を開催することとする。

なお、代替措置として、国体チャンネルによるインターネット配信を行い、多くの方が観戦できる機会を創出する。

3 入場制限について

参加区分		制限内容
選手団帯同者	コーチ	各都道府県種別ごとに各 1 名
	トレーナー	各都道府県 1 名
	チームスタッフ	各都道府県少年種別・成年種別で各 1 名
選手団本部役員		各都道府県 2 名まで (スポーツドクター又はアスレティックトレーナーを含む)
視察員		後催 4 県各 2 名まで ただし、2 日目以降入場可とする
大会役員・文科省・JSP0 関係者等		2 日目以降入場可とする
報道員		1 社 2 名まで

※ 選手団帯同者及び本部役員については、競技時間区分ごとに試合のある都道府県のみ入場可とする。

第77回国民体育大会 デモンストレーションスポーツの実施状況 (31競技)

令和4年8月10日時点

競 技 名	会場地市町村	競技会場	開催日	実施状況
ウォーキング	那須烏山市	那須烏山市内特設ウォーキングコース	5月7日(土)	開催 (一般観客は入場不可)
パークゴルフ	足利市	足利市借宿緑地パークゴルフ場	5月15日(日)	開催 (入場制限なし)
ウォーキング	益子町	サヤド・城内坂周辺アート探訪コース	5月28日(土)	開催 (一般観客は入場不可)
ペタンク	高根沢町	高根沢町町民広場	5月28日(土)	開催 (事前申請を行った者のみ入場可)
クリケット	佐野市	佐野市国際クリケット場	6月5日(日)	開催 (入場制限なし)
ママさんバレーボール	芳賀町	芳賀町第二体育館	6月5日(日)	開催 (入場制限なし)
カローリング	高根沢町	高根沢町麒麟体育館	6月12日(日)	開催 (一般観客は入場不可)
フォークダンス	小山市	栃木県立県南体育館	6月12日(日)	開催 (事前申請を行った者のみ入場可)
アームレスリング	宇都宮市	栃木県総合文化センター	6月19日(日)	開催 (入場制限なし)
3 B体操	那珂川町	那珂川町総合体育館	6月19日(日)	開催 (一般観客は入場不可)
ドッジボール	佐野市	佐野市運動公園市民体育館	6月19日(日)	開催 (入場制限なし)
スポーツウエルネス吹矢	足利市	FUKAI SQUARE GARDEN 足利 (足利市民体育館)	6月26日(日)	開催 (入場制限なし)
ふれあいトランポリン	茂木町	茂木町民体育館	7月2日(土)	開催 (一般観客は入場不可)
3x3	宇都宮市	オリオンスクエア	7月3日(日)	開催 (入場制限なし)
長ぐつアイスホッケー	日光市	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	7月10日(日)	開催 (入場制限なし)
フライングディスク	市貝町	城見ヶ丘運動公園 市貝町農業者トレーニングセンター	7月16日(土)	開催 (入場制限なし)
フットサル	宇都宮市	宇都宮市清原体育館	7月17日(日)	開催 (入場制限なし)
スポーツチャンバラ	大田原市	栃木県立県北体育館	7月24日(日)	開催 (入場制限なし)
ダンススポーツ	大田原市	栃木県立県北体育館	8月7日(日)	開催 (入場制限なし)
タグラグビー	栃木市	栃木市総合運動公園陸上競技場	8月27日(土)	
キッズトライアスロン	那須塩原市	那珂川河畔公園周辺特設コース	8月28日(日)	
オリエンテーリング	矢板市	矢板運動公園	9月3日(土)	
スマートフェンシング	上三川町	上三川町体育センター	9月4日(日)	
パウンドテニス	野木町	野木町立野木中学校体育館	9月4日(日)	
ウォーキング	鹿沼市	鹿沼市内特設ウォーキングコース	9月10日(土)	
エアロビック	那須町	那須町スポーツセンター	9月11日(日)	
さいかつぼーる	那須塩原市	三和住宅にちなすのスポーツプラザ(にし なすの運動公園) 体育館	9月11日(日)	
ソフトバレーボール	真岡市	真岡市総合体育館	9月11日(日)	
ターゲット・バードゴルフ	壬生町	壬生町総合公園	9月11日(日)	
フットベースボール	栃木市	栃木市総合運動公園多目的グラウンド	9月11日(日)	
リレーマラソン	大田原市	DI STADIUM (美原公園陸上競技場)	9月11日(日)	
キンボールスポーツ	下野市	下野市石橋体育センター	9月17日(土)	
インディアカ	さくら市	さくら市氏家体育館	9月25日(日)	

第 77 回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更

	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
2 水泳	9 参加申込み方法 (3) 注意 オ 飛込は本大会で、ダイブシート及び計算用紙（規定の用紙）に自分が行おうとする飛込演技の番号、名称、型、飛板または台の高さ、難易度を記入して、出場する当該種目の前日12時から15時までの間に、飛込プールサイドにある「<u>飛込演技種目申込箱</u>」に投函すること。 (4) エ 提出先 (エ) （水球） 〒323-8686 栃木県小山市中央町一丁目1番1号 いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会小山市実行委員会事務局（小山市教育委員会 国体推進課） TEL 0285-22-9896 FAX 0285-22-9496 (オ) （オープンウォータースイミング） 〒321-3424 栃木県芳賀郡市貝町大字上根1577番地 <u>いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会市貝町実行委員会事務局</u> （市貝町 国体推進室） TEL 0285-68-0020 FAX 0285-68-0048 10 その他 (7) 練習時間については、会場地実行委員会事務局に問い合わせること。 (水球) 〒323-8686 栃木県小山市中央町一丁目1番1号 いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会小山市実行委員会事務局（小山市教育委員会 国体推進課） TEL 0285-22-9896 FAX 0285-22-9496 (オープンウォータースイミング) 〒321-3424 栃木県芳賀郡市貝町大字上根1577番地 <u>いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会市貝町実行委員会事務局</u> （市貝町 国体推進室） TEL 0285-68-0020 FAX 0285-68-0048	9 参加申込み方法 (3) 注意 オ 飛込は本大会で、ダイブシート及び計算用紙（規定の用紙）に自分が行おうとする飛込演技の番号、名称、型、飛板または台の高さ、難易度を記入して、出場する当該種目の前日12時から15時までの間に、飛込プールサイドにある「ダイブシート投かん箱」に投函すること。 (4) エ 提出先 (エ) （水球） 〒323-8686 栃木県小山市中央町一丁目1番1号 いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会小山市実行委員会事務局（小山市教育委員会 国体推進課） TEL 0285-22-9894 FAX 0285-22-9496 (オ) （オープンウォータースイミング） 〒321-3424 栃木県芳賀郡市貝町大字上根1577番地 第77回国民体育大会市貝町実行委員会事務局 （市貝町 国体推進室） TEL 0285-68-0020 FAX 0285-68-0048 10 その他 (7) 練習時間については、会場地実行委員会事務局に問い合わせること。 (水球) 〒323-8686 栃木県小山市中央町一丁目1番1号 いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会小山市実行委員会事務局（小山市教育委員会 国体推進課） TEL 0285-22-9894 FAX 0285-22-9496 (オープンウォータースイミング) 〒321-3424 栃木県芳賀郡市貝町大字上根1577番地 第77回国民体育大会市貝町実行委員会事務局 （市貝町 国体推進室） TEL 0285-68-0020 FAX 0285-68-0048

第 77 回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
6 ホッケー	11 その他 (3) 表彰式 (少年男子) 日 時 2022年10月 6 日（木） 競技終了後 場 所 今市青少年スポーツセンター <u>人工芝競技場</u> (少年女子) 日 時 2022年10月 6 日（木） 競技終了後 場 所 今市青少年スポーツセンター <u>人工芝競技場</u>	11 その他 (3) 表彰式 (少年男子) 日 時 2022年10月 6 日（木） 競技終了後 場 所 今市青少年スポーツセンター <u>管理棟大研修室</u> (少年女子) 日 時 2022年10月 6 日（木） 競技終了後 場 所 今市青少年スポーツセンター <u>管理棟大研修室</u>

	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
8 バレーボール	2 会 場 ＜ 6 人制種目＞ 佐野市 （成年男子） <u>佐野市アリーナたぬま</u> 鹿沼市 （成年女子） TKC いちごアリーナ（鹿沼総合体育館） 宇都宮市 （少年男子） 宇都宮市清原体育館 （少年女子） 宇都宮市体育館 11 その他 (2) 代表者会議 ＜ 6 人制種目＞ 日 時 2022 年 10 月 6 日（木） 午後 3 時 30 分 場 所 <u>佐野市アリーナたぬま</u> 〒327-0323 栃木県佐野市戸奈良町 21 番地 TEL 0283-61-1153 FAX 0283-61-1154	2 会 場 ＜ 6 人制種目＞ 佐野市 （成年男子） <u>DAIKYO アリーナ佐野（佐野市アリーナたぬま）</u> 鹿沼市 （成年女子） TKC いちごアリーナ（鹿沼総合体育館） 宇都宮市 （少年男子） 宇都宮市清原体育館 （少年女子） 宇都宮市体育館 11 その他 (2) 代表者会議 ＜ 6 人制種目＞ 日 時 2022 年 10 月 6 日（木） 午後 3 時 30 分 場 所 <u>DAIKYO アリーナ佐野（佐野市アリーナたぬま）</u> 〒327-0323 栃木県佐野市戸奈良町 21 番地 TEL 0283-61-1153 FAX 0283-61-1154

第 77 回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）						第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）					
15 自転車	1 期 日	2022 年 10 月 5 日（水）から 10 月 9 日（日）まで（5 日間）					1 期 日	2022 年 10 月 5 日（水）から 10 月 9 日（日）まで（5 日間）				
	種 目	10 月 5 日 （水）	10 月 6 日 （木）	10 月 7 日 （金）	10 月 8 日 （土）	10 月 9 日 （日）	種 目	10 月 5 日 （水）	10 月 6 日 （木）	10 月 7 日 （金）	10 月 8 日 （土）	10 月 9 日 （日）
	個人ロードレース （成年男子・ 少年男子・ 女子）					決 勝	個人ロードレース （成年男子・ 少年男子・ 女子）					決 勝
	1 kmタイムトライアル （成年男子・ 少年男子）			決 勝			1 kmタイムトライアル （成年男子・ 少年男子）			決 勝		
	500mタイムトライアル （女子）				決 勝		500mタイムトライアル （女子）				決 勝	
	ケイリン （成年男子・ 少年男子・ 女子）	1 回 戦	敗者復活戦 2 回 戦	準 決 勝	7 ～ 12 位 決定戦 決 勝		ケイリン （成年男子・ 少年男子・ 女子）	1 回 戦	敗者復活戦 2 回 戦	準 決 勝	7 ～ 12 位 決定戦 決 勝	
	スプリント （成年男子・ 少年男子）	予 選	1 / 8 決勝	1 / 4 決勝 1 / 2 決勝	5 ～ 8 位 決定戦 3 ・ 4 位 決定戦 1 ・ 2 位 決定戦		スプリント （成年男子・ 少年男子）	予 選	1 / 8 決勝	1 / 4 決勝 1 / 2 決勝	5 ～ 8 位 決定戦 3 ・ 4 位 決定戦 1 ・ 2 位 決定戦	
	ポイント・レース （成年男子・ 少年男子）		予 選	決 勝			ポイント・レース （成年男子・ 少年男子）		予 選	決 勝		
	スクラッチ （成年男子・ 少年男子・ 女子）		予 選	決 勝			スクラッチ （成年男子・ 少年男子・ 女子）		予 選	決 勝		
	4 km チームパシュート （男子）	予 選	3 ・ 4 位 決定戦 1 ・ 2 位 決定戦				4 km チーム・パシュート （男子）	予 選	3 ・ 4 位 決定戦 1 ・ 2 位 決定戦			
	チームスプリント （男子・女子）	予 選	3 ・ 4 位 決定戦 1 ・ 2 位 決定戦				チームスプリント （男子・女子）	予 選	3 ・ 4 位 決定戦 1 ・ 2 位 決定戦			

第 77 回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更

競 技 名		第 77 回国民体育大会実施要項（現行）								第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）																	
15 自 転 車	3 種別及び参加人員										3 種別及び参加人員																
	種別	種 目		監督	スタッフ	選 手		参加都道府県	合計（人）	種別	種 目		監督	スタッフ	選 手		参加都道府県	合計（人）									
	成年男子	ロードレース	個人ロードレース(123.2km)		1	< 1 >	< 2 >		47	658	成年男子	ロードレース	個人ロードレース(123.2km)		1	< 1 >	< 2 >		47	658							
		トラックレース	1 km タイムトライアル				1					5 (4)	1 km タイムトライアル				1										
			ケイリン				1						ケイリン				1										
			スプリント				1						スプリント				1										
			ポイント・レース				1						ポイント・レース				1										
			スクラッチ				1						スクラッチ				1										
	少年男子	ロードレース	個人ロードレース(88.0km)		1		< 2 >				少年男子	ロードレース	個人ロードレース(88.0km)		1		< 2 >				少年男子	ロードレース	個人ロードレース(88.0km)		1	< 2 >	
		トラックレース	1 km タイムトライアル				1					4 (5)	1 km タイムトライアル				1					4 (5)	1 km タイムトライアル			1	
			ケイリン				1						ケイリン				1										
			スプリント				1						スプリント				1										
			ポイント・レース				1						ポイント・レース				1										
			スクラッチ				1						スクラッチ				1										
	男子	トラックレース	4 km チームパーシュート		< 4 >		男子	トラックレース			4 km チーム・パーシュート		< 4 >		男子		トラックレース	4 km チーム・パーシュート			< 4 >						
			チームスプリント		< 3 >						チームスプリント		< 3 >														
	女子	ロードレース	個人ロードレース(52.8km)		< 1 >		< 1 >				女子	ロードレース	個人ロードレース(52.8km)		< 1 >		< 1 >				女子	ロードレース	個人ロードレース(52.8km)		< 1 >	< 1 >	
		トラックレース	500m タイムトライアル				1					トラックレース	500m タイムトライアル				1					トラックレース	500m タイムトライアル			1	
			ケイリン				1						ケイリン				1										
			スクラッチ				1						スクラッチ				1										
チームスプリント			< 2 >				チームスプリント						< 2 >														
(注 4) トラックレース 個人種目について、成年男子・少年男子・女子とも 1 都道府県 1 名 1 種目以内、1 種目 1 名以内とする。 団体種目（男子）は 9 名の中から 4 km チームパーシュートは 5 名まで申込み 4 名出走、チームスプリントは 4 名まで申込み 3 名出走とする。なお、編成は成年男子・少年男子の混成も可とするが、1 名で両種目への申込みはできない。 チームスプリント（女子）は 2 名の出走とする。																											
4 競技上の規程及び方法 競技規則は、（公財）日本自転車競技連盟競技規則及び大会特別規則による。 (1) 4 km チームパーシュートとチームスプリントは、予選において決勝/順位決定戦に進出する 4 チームを選抜する。予選 3、4 位のタイムのチームにより 3-4 位決定戦を、予選 1、2 位のタイムのチームにより 1-2 位決定戦を行う。 (4) ジュニアのトラック競技でのギア比制限はない。ただし、ロード種目はジュニアのギア比制限が適用される。																											

第 77 回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
15 自転車	6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 (2) 監督は、2022 年度有効の公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認自転車競技コーチ 1、公認自転車競技コーチ 2、公認自転車競技コーチ 3、公認自転車競技コーチ 4 の資格を有する者とする。 11 その他 (1) <u>番組編成会議及びトラックレース周長測定</u> 日 時 2022 年 9 月 2 日（金）午後 1 時～ 3 日（土）午後 5 時 場 所 二荒山会館第 3 会議室（番組編成会議） 〒320-0026 栃木県宇都宮市馬場通り一丁目 1 番 1 号 <u>宇都宮競輪場（トラックレース周長測定）</u> 〒320-0054 栃木県宇都宮市東戸祭一丁目 2 番 7 号 (4) 競技役員会議 (ロードレース) 日 時 2022年10月 8 日（土）午後 <u>3</u> 時～午後 <u>4</u> 時 場 所 那須町文化センター 小ホール 〒329-3215 栃木県那須郡那須町大字寺子乙2567番地10 (5) ロードレース・コース視察 日 時 2022年10月 8 日（土）午後 <u>2</u> 時～午後 <u>3</u> 時 場 所 那須町特設ロードレース・コース 那須町スポーツセンター発着 〒329-3215 栃木県那須郡那須町大字寺子乙2516番地36	6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 (2) 監督は、2022 年度有効の公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認自転車競技コーチ 1、公認自転車競技コーチ 2、公認自転車競技コーチ 3、公認自転車競技コーチ 4 の資格の いずれかを 有する者とする。 11 その他 (1) 番組編成会議 (削除) 日 時 2022 年 9 月 2 日（金）午後 1 時～ 3 日（土）午後 5 時 場 所 二荒山会館第 3 会議室（番組編成会議） 〒320-0026 栃木県宇都宮市馬場通り一丁目 1 番 1 号 (削除) (4) 競技役員会議 (ロードレース) 日 時 2022年10月 8 日（土）午後 4 時～午後 5 時 場 所 那須町文化センター 小ホール 〒329-3215 栃木県那須郡那須町大字寺子乙2567番地10 (5) ロードレース・コース視察 日 時 2022年10月 8 日（土）午後 3 時～午後 4 時 場 所 那須町特設ロードレース・コース 那須町スポーツセンター発着 〒329-3215 栃木県那須郡那須町大字寺子乙2516番地36

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
18 軟式野球	9 参加申込み方法 (3) 本大会までブロック大会に出場したメンバーを変更することができない。 ただし、疾病・傷害等の特別な場合は資格審査の上、認めることもある。特別な事情で選手・監督を変更する場合は証明する書類を添付し、参加選手交代（変更）届を監督会議の 7 日前《9 月 29 日（木）》までに下記ア、イ、ウに提出すること。なお、監督の変更が生じる場合には、公認軟式野球コーチ 1、公認軟式野球コーチ 2、または公認軟式野球コーチ 3、公認軟式野球コーチ 4 の有資格者とする。 10 参加上の注意 (2) 監督会議には、監督または主将は必ずユニフォームを着用し出席すること。欠席の場合は原則として棄権とみなす。	9 参加申込み方法 (3) 本大会までブロック大会に出場したメンバーを変更することができない。 ただし、疾病・傷害等の特別な場合は資格審査の上、認めることもある。特別な事情で選手・監督を変更する場合は証明する書類を添付し、参加選手交代（変更）届を監督会議の 7 日前《9 月 29 日（木）》までに下記ア、イ、ウに提出すること。なお、監督の変更が生じる場合には、公認軟式野球コーチ 1、公認軟式野球コーチ 2、または公認軟式野球コーチ 3、公認軟式野球コーチ 4 の有資格者とする。 また、本大会の選手・監督変更可能期日を過ぎて、新型コロナウイルス感染症の感染が発生した場合、監督会議の前日までに変更届とPCR検査結果を提出することで、変更を認める。なお、濃厚接触者についても監督会議の前日までに、該当支部の文書と変更届を提出することで変更を認める。 10 参加上の注意 (2) 監督会議は、会場及びオンライン方式で実施する。なお、参加チームは全てオンラインでの出席とし、出席する監督または主将は必ずユニフォームを着用し出席すること。欠席の場合は原則として棄権とみなす。

第 77 回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
18 軟式野球	11 その他 (2) 監督会議 日 時 2022 年 10 月 6 日（木） 午後 4 時 場 所 ホテル東日本宇都宮 〒320-0013 栃木県宇都宮市上大曾町 492- 1 TEL 028-643-5500 FAX 028-643-5551	11 その他 (2) 監督会議 日 時 2022 年 10 月 6 日（木） 午後 4 時 場 所 ホテル東日本宇都宮 〒320-0013 栃木県宇都宮市上大曾町 492- 1 TEL 028-643-5500 FAX 028-643-5551 ※参加チームは、オンライン方式で行う。

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
21 フェンシング	10 その他 (2) 技術委員会会議 日 時 2022 年 10 月 1 日（土） 午後 2 時 場 所 <u>上三川いきいきプラザ</u> <u>〒329-0617 栃木県河内郡上三川町大字上蒲生 127 番地 1</u> (3) 審判会議 日 時 2022 年 10 月 1 日（土） 午後 3 時 場 所 <u>上三川いきいきプラザ</u> <u>〒329-0617 栃木県河内郡上三川町大字上蒲生 127 番地 1</u> (4) 監督会議 日 時 2022 年 10 月 1 日（土） 午後 4 時 場 所 <u>上三川いきいきプラザ</u> <u>〒329-0617 栃木県河内郡上三川町大字上蒲生 127 番地 1</u>	10 その他 (2) 技術委員会会議 日 時 2022 年 10 月 1 日（土） 午後 2 時 場 所 上三川町体育センター 〒329-0611 栃木県河内郡上三川町大字上三川 4270 番地 (3) 審判会議 日 時 2022 年 10 月 1 日（土） 午後 3 時 場 所 上三川町体育センター 〒329-0611 栃木県河内郡上三川町大字上三川 4270 番地 (4) 監督会議 日 時 2022 年 10 月 1 日（土） 午後 4 時 場 所 上三川町体育センター 〒329-0611 栃木県河内郡上三川町大字上三川 4270 番地

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
28 ラグビーフットボール	2 会 場 佐野市（成年男子・女子） 佐野市運動公園第 1 多目的球技場 （少年男子） 佐野市運動公園陸上競技場 佐野市運動公園第 2 多目的球技場 11 その他 （少年男子） 日 時 2022 年 10 月 6 日（木） 競技終了後 場 所 佐野市運動公園陸上競技場 〒327-0104 栃木県佐野市赤見町 2130 番地 2 TEL 0283-25-0403 FAX 0283-25-3581	2 会 場 佐野市（成年男子・女子） 佐野市運動公園第 1 多目的球技場 （少年男子） 清酒開華スタジアム（佐野市運動公園陸上競技場） 佐野市運動公園第 2 多目的球技場 11 その他 （少年男子） 日 時 2022 年 10 月 6 日（木） 競技終了後 場 所 清酒開華スタジアム（佐野市運動公園陸上競技場） 〒327-0104 栃木県佐野市赤見町 2130 番地 2 TEL 0283-25-0403 FAX 0283-25-3581

第 77 回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）			第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）		
公開競技 3 武術太極拳	1 期 日	2022 年 9 月 24 日（土）から 9 月 25 日（日）まで（2 日間）		1 期 日	2022 年 9 月 24 日（土）から 9 月 25 日（日）まで（2 日間）	
	種 別	9 月 24 日（土）	9 月 25 日（日）	種 別	9 月 24 日（土）	9 月 25 日（日）
	ペア 24 式太極拳（自選） （シニア男子・シニア女子）	47 チーム（第 3 コート）		ペア 24 式太極拳（自選） （シニア男子・シニア女子）	26 チーム（第 2 コート）	
	総合太極拳（自選） （成年男子・成年女子）	男子 47 名（第 1 コート）	女子 47 名（第 1 コート）	総合太極拳（自選） （成年男子・成年女子）		女子 17 名（第 2 コート） 男子 13 名（第 2 コート）
	自選長拳 （成年男子・成年女子）	女子 47 名（第 2 コート）	男子 47 名（第 2 コート）	自選長拳 （成年男子・成年女子）	女子 11 名（第 1 コート）	男子 16 名（第 1 コート）
	ジュニア太極拳 2 （少年男子・少年女子）		男子 47 名（第 3 コート） 女子 47 名（第 3 コート）	ジュニア太極拳 2 （少年男子・少年女子）	女子 17 名（第 2 コート）	男子 9 名（第 2 コート）
	国際第一套路長拳 （少年男子・少年女子）	女子 47 名（第 2 コート）	男子 47 名（第 2 コート）	国際第一套路長拳 （少年男子・少年女子）	男子 22 名（第 1 コート）	女子 18 名（第 1 コート）
	※参加エントリー数によりコート数と競技日程は変更される可能性有			※参加エントリー数によりコート数と競技日程が変更されています。		

第 77 回国民体育大会（栃木県）文化プログラム事業の追加

1 概要

文化プログラム事業について、関係団体より追加申請があったことから、以下の事業について追加することとする。

2 追加事業

	会場 地	事業名	期日	事業内容
			場所	
1	宇都宮市	男女共同参画セミナー 男女共同参画社会を考える “とちぎ県民のつどい”	7月9日(土) とちぎ男女共同参画センター パルティホール	スポーツから考えるジェンダー 平等～女性リーダーの役割～
2	足利市	企画展「あしかがの歴史と文化 再発見！」	7月30日(土)～10月10日(月) 足利市立美術館	あしかがゆかりの文化財を展示
3		あしかが農畜産物直売所スタンプラリー	9月9日(金)～11月13日(日) 各農産物直売所	地産地消推進のため、市内の 農産物直売所を回るスタンプ ラリーの実施
4		第17回民俗芸能大会	9月11日(日) あしかがフラワーパークプラ ザ(足利市民プラザ)文化ホール	市指定無形文化財保持団体が3年に1回一堂に会し出演する
5		門前マルシェ	10月2日(日) 昌平町学校様通りほか	昌平町学校様通りを歩行者天国とし、マルシェを実施
6		ふるさとまちおこし寄席三遊亭歌橋落語道場研鑽会	10月23日(日) あしかがフラワーパークプラ ザ(足利市民プラザ)文化ホール	あしかが輝き大使の三遊亭歌橋さんプロデュースの寄席
7		デジタルミュージアム「栃の葉国体展」	6月25日(土)～10月末 矢板市デジタルミュージアム(ウェブサイト)	栃の葉国体の特設ページを作成し、当時の写真や使用したものを掲載する
8	矢板市	矢板武記念館特別企画展	6月25日(土)～7月18日(月) 矢板武記念館	矢板武記念館にて、栃の葉国体で実際に使用した旗や炬火トーチ、写真を展示する
9		国体開催記念講演会	8月7日(日) オンライン配信	スポーツ界における女性参画をテーマとした講演会
10		第24回ともなり文芸祭り	10月3日(月)～6日(木) 矢板運動公園内	「スポーツ」を題材とした作品を国体参加者も含めて募集する

	会場 地	事業名	期日	事業内容
			場所	
11	那須烏山市	山あげ俳句全国大会	7月～9月	「山あげ」を夏季の季語に認定してもらうことと山あげ祭のPRを図る
			烏山公民館ほか	
12		男女共同参画推進フォーラム	10月22日(土)	組織分野を超え連携・協働し男女共同参画を推進する
			南那須公民館	
13		那須烏山市文化祭	10月22日(土)、23日(日)	市民が芸術文化を身近に感じ学び触れあう機会を提供する
			烏山公民館ほか	
14		第18回那須烏山マラソン大会	12月4日(日)	運動不足の解消を図ると共に運動を始める機会を提供する
			大桶運動公園	
15	市貝町	楽しく学ぼう！昆虫の世界	7月16日(土)～8月28日(日)	市貝町の昆虫や世界中の昆虫の展示
			市貝町歴史民俗資料館	
16		日枝・熊野神社八朔祭 (夏の例大祭)	8月6日(土)、7日(日)	ささら囃子に合わせ、色とりどりの万灯籠や神輿、獅子がしらなどを連ね、五穀豊穰、無病息災を祈願し練り歩くお祭り
			日枝・熊野神社	
17		いってみっぺ夏マルシェ&夜まつり	8月11日(木)	キッチンカー、コンサート等のイベント
			道の駅サシバの里いちかい	
18		田野辺の天祭	8月20日(土)、21日(日)	風雨順次五穀豊饒を祈願する農耕の祭り
			高竈神社	
19		さしばの里 かかし祭り	10月21日(金)～11月30日(水)	創作かかしの品評会、作品展示
			道の駅サシバの里いちかい	
20	高根沢町	大ロングランコンペ	4月15日(金)～7月31日(日)、9月～11月(予定)	とちまるゴルフクラブ開場30周年を記念して、大ロングランコンペを開催
			とちまるゴルフクラブ	

第4期（第82回大会～第85回大会）実施競技の変更

●正式競技（41競技）

<毎年実施競技：39競技>

[本大会] 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレ射撃、ボウリング、ゴルフ、トリアスロン

[冬季大会] スキー、スケート、アイスホッケー

<隔年実施競技：2競技>

[本大会] なぎなた、馬術

[冬季大会] 該当競技なし

<公開競技：910競技>

[本大会] 綱引、~~少林寺拳法~~、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ

[冬季大会] 該当競技なし

第4期（第82回大会～第85回大会）実施競技開催大会

■基本的事項

○隔年実施競技

馬術、なぎなた ※令和4年6月9日 日本スポーツ協会令和4年度第2回理事会決定

○実施順

1大会ごとに交互に実施（下表参照）

開催年	回数	開催県	競技
令和10（2028）年	第82回	長野県	A競技
令和11（2029）年	第83回	群馬県	B競技
令和12（2030）年	第84回	島根県	A競技
令和13（2031）年	第85回	奈良県	B競技

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程の改定

※改定部分のみ抜粋

現行	改定案
●国民体育大会における違反に対する処分に関する規程 第 3 章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等 第 6 条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等 ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、JADA 及び日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）において実施される。	第 3 章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等 第 6 条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等 ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）において実施される。

<変更点>

【第 6 条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等】

・「JADA 及び」の削除

→日本アンチ・ドーピング規律パネルは、JADA から独立しており、JADA は聴聞手続きを実施する主体ではなく、日本アンチ・ドーピング規律パネルが主体のため

【第 6 章 その他】

3. 都道府県体育協会 → 都道府県体協

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2022年8月25日)

資料No.4-1

西暦2023年に開催する特別国民体育大会実施要項総則「5参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」における各項目の解釈については、下記の通りとする。
また、本資料に定めのない事項・内容・解釈については、別途公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「日本スポーツ協会」)国民体育大会委員会において決定する。
(注)①特別競技については、下記及び競技別要項の定めによる。公開競技については、各競技別要項の定めによる。
②下記に示すものの他、競技によっては更に限定する場合があるので、各競技別実施要項が決定後、当該競技別実施要項を参照のこと。

項 目		解 釈・説 明	備 考、補 足						
(1) 参加資格									
ア	日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。	・「継続的に日本に滞在」と認定するに要する期間については、下記(本資料6頁から)「(2)所属都道府県」に定める各期間とする。							
	(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)	・「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」〔以下、「特別永住者」〕を含む)については、日本国籍を有する者と同様に扱う。 [1] ・国体における、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外の外国籍競技者の「在留資格」の考え方は、下記(※)の通りとする。	[1] 「永住者」(「特別永住者」含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国体に参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。						
	(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者								
	a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。	・本号(イ)及び次号(ウ)でいう『学校教育法』第1条に規定する学校(以下「第1条校」とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指す。							
	b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。	・大会実施要項(都道府県大会を含む)が定める参加申込締切時の1年以上前から、継続して第1条校に在籍していなければならない。 <table border="1"><tr><td>(※)在留資格</td><td>考え方</td></tr><tr><td>家 族 滞 在</td><td>中学3年生</td></tr><tr><td>留 学</td><td>中学3年生及び高等学校、大学等に在籍する者</td></tr></table>	(※)在留資格	考え方	家 族 滞 在	中学3年生	留 学	中学3年生及び高等学校、大学等に在籍する者	
(※)在留資格	考え方								
家 族 滞 在	中学3年生								
留 学	中学3年生及び高等学校、大学等に在籍する者								
	(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者								
	a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。 [2]		[2] ・過去の在留資格が、成年種別年齢域での「留学」のみの場合は国体に参加できない。 ・第59回大会(2004年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍実績が1年以上なくとも参加できる。ただし、過去の在留資格が成年種別年齢域での「留学」のみの場合を除く。						
	b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。 [注] 上記(ウ)bについて大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。	・過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在大学(大学院を含む)等に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国体に参加できない。 [3] ・過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在専修学校(専門学校)に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国体に参加できない。	[3] 成年種別年齢域に該当する高等学校等の在籍者は、大学に在籍する「留学」の取り扱いに準じ、参加することはできない。						

Q.1 (1)参加資格－ア－(ア)に「永住者」(「特別永住者」を含む)について記載されていますが、在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)であれば、(1)参加資格－ア－(イ)－aのように「第1条校」に在籍していなくてもよいのでしょうか。
A.1 在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)の方については、日本国籍を有する者と同様の条件で参加できます。
従って、特に(1)参加資格－ア－(イ)－aの「第1条校」に在籍していなくても参加できます。

Q.2 (1)参加資格－ア－(ウ)に「少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者」とありますが、大学から来日し、その後日本で就職した外国籍の者は、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため、参加できないということでしょうか。
A.2 大学から来日し、その後就職された方については、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため参加できません。
なお、「永住者」(「特別永住者」を含む)を除く外国籍の者の参加条件として、「第1条校」に1年以上在籍実績(第59回大会以前に在籍していた者はこの限りではない)が必要となりますが、現在、大学(大学院含む)や専修学校(専門学校)に在籍する方については、「第1条校」に1年以上の在籍実績があっても参加できません。

Q.3 現在の在留資格が「家族滞在」、「留学」以外なのですが、国体に参加できるでしょうか。
A.3 本資料記載以外の在留資格の者については、日本スポーツ協会において、当該の在留資格及び我が国における活動内容等を勘案した上で、参加の可否を決定いたします。
所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて、日本スポーツ協会へお問合せください。

Q.4 成年種別に少年種別年齢域の選手が出場できる競技の場合、日本国籍を有しない者の出場要件は「少年種別年齢域」と「成年種別年齢域」のどちらが適用されますか。
A.4 参加資格を判断する際は、当該年4月1日時点での年齢が少年・成年種別年齢域のどちらに属するかで判断することとなり、どちらの種別に出場するか、高校生であるか否か等は参加資格を判断する際の要件にはなりません。このため、成年種別に参加する選手が18歳未満(少年種別年齢域)の場合は、「(1)参加資格－ア－(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者」の要件を満たすことが必要となります。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(I)参加資格		
イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。		
ウ 第76回又は第77回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第76回又は第77回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	・ 第76回大会とは、2021年に開催された各季大会 →冬季大会(愛知県・岐阜県) ・ 第77回大会とは、2022年に開催された各季大会 →冬季大会(秋田県・栃木県)/本大会(栃木県)	
(ア) 成年種別		
a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第77回大会参加者:2022年度以降(冬季大会は2021年度以降)に卒業した者 第76回大会参加、第77回大会不参加者:2021年度以降(冬季大会は2020年度以降)に卒業した者 ・ ここでいう第1条校とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学(大学院を除く)を指す。 以下、第1条校については同じ解釈を適用する。 ・ 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。	
b 結婚又は離婚に係る者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第77回大会参加者:2022年5月1日以降、2023年4月30日まで(冬季大会は2021年5月1日から2022年4月30日まで)に法的手続きを完了した者[4] 第76回大会参加、第77回大会不参加者:2021年5月1日以降、2023年4月30日まで(冬季大会は2020年5月1日から2022年4月30日まで)に手続きを完了した者	[4] 2023年4月30日(冬季大会は2022年4月30日)以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていようと、2023年5月1日(冬季大会は2022年5月1日)以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例(「国内移動選手の制限」に抵触しない)を適用できない。
c ふるさと選手制度を活用する者 (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。) [注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。	・ 所定の方法により、都道府県大会の参加申込締切日までに「ふるさと」となる都道府県を登録しなければならない。 [5] ・ 左記「注」については、日本オリンピック委員会(以下、「JOC」)及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [6]	[5] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育(スポーツ)協会に確認すること。 [6] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 (別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)	・ 後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。	

Q.1 「選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者」とは、どういうことでしょうか。

A.1 国体は都道府県対抗の総合競技会のため、国体の選手及び監督については、当該都道府県の競技団体と体育・スポーツ協会の会長(代表者)が、正式な都道府県代表として責任を持って選抜し、派遣することとなっております。つまり、国体の選手及び監督となるためには、当該都道府県の競技団体と体育・スポーツ協会協会会長(代表者)に認められる必要があります。その選抜方法については、各都道府県、各競技により異なりますので、当該都道府県の競技団体又は体育・スポーツ協会へお問合せください。
なお、所属都道府県については、下記(2)「所属都道府県」において、参加条件を満たす都道府県のうち、いずれかを選択することができます。

Q.2 「ふるさと選手制度」を活用したい場合は、どのように手続きをすればよいですか。

A.2 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できます。制度を活用する場合は、都道府県予選会に参加する前に、当該都道府県体育・スポーツ協会協会へ所定の手続きを行います。ただし、「ふるさと選手制度」で登録できる都道府県は、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか1都道府県のみで、「ふるさと」として登録した都道府県については、手続き終了後は変更できません。また、「ふるさと選手制度」の活用は、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数(2回まで)となります。

※ 少年種別と共通する内容については、3頁をご参照ください。

項 目		解 釈・説 明	備 考、補 足
(1)参加資格			
	(イ) 少年種別		
	a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第77回大会参加者:2022年度(冬季大会は2021年度)に卒業した者 第76回大会参加、第77回大会不参加者:2021年度以降(冬季大会は2020年度以降)に卒業した者 ・ 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。	
	b 結婚又は離婚に係る者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第77回大会参加者:2022年5月1日以降、2023年4月30日まで(冬季大会は2021年5月1日から2022年4月30日まで)に法的手続きを完了した者[7] 第76回大会参加、第77回大会不参加者:2021年5月1日以降、2023年4月30日まで(冬季大会は2020年5月1日から2022年4月30日まで)に手続きを完了した者	[7] 2023年4月30日(冬季大会は2022年4月30日)以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていようと、2023年5月1日(冬季大会は2022年5月1日)以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例(「国内移動選手の制限」に抵触しない)を適用できない。 ※2022年の民法改正により、婚姻適齢年齢が変更となったため、本特例については特別大会をもって削除予定
	c 一家転住に係る者 (別記2「一家転住等」に伴う特例措置)による。) [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 転居先及び転居元都道府県における代表選考状況により、所定の手続きを行わなければならない。[8] ・ 第77回大会参加者:第77回大会終了後(2022年10月以降、冬季大会は2022年1月又は2月以降)、特別大会都道府県予選会までに手続きを完了した者 第76回大会参加、第77回大会不参加者:第76回大会終了後(2021年10月以降、冬季大会は2021年1月又は2月以降)、特別大会都道府県予選会までに手続きを完了した者	[8] 所定の手続きについては、10頁「別記2『一家転住等』に伴う特例措置の考え方」1-(3)を参照すること。
	d JOCエリートアカデミーに在籍する者 (別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)	・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[9] ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない[10]	[9] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。 [10] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2023年10月17日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。
	e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 (別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)	・ 後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。	

Q.1 実業団チームの解散や、転職に伴う住所の移動等、諸事情により、所属の都道府県が変わった場合も、前回参加した都道府県と異なる都道府県から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。

A.1 2大会以上の間を置かなければなりません。

ただし、(1)参加資格－ウー(ア)もしくは(イ)に該当する方については、2大会の間を置かなくとも異なる都道府県から参加できます。

Q.2 2022年度に「大学院」を修了したが、大学院生は「新卒業者」の対象となるのでしょうか。また、大学を中退した者は「新卒業者」となるのでしょうか。

A.2 国体においては、大学院修了者、及び大学を中退された方については、「第1条校を卒業した者」「新卒業者」の対象としておりません。

※ 成年種別(2頁参照)と共通する内容となります。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(1)参加資格		
エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。	- 種別が異なる場合は認めない。(例:「成年男子の選手」と「成年女子の監督」や、「少年男子の監督」と「少年女子の監督」) [11] - この項は、都道府県大会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用される。[12] - 具体的な選手及び監督の参加人員については、「国民体育大会開催基準要項細則『国民体育大会実施競技及び参加人員』」に基づく。	[11] 監督が種別共通で配置される競技・種別においては、この限りでない。 [12] 大会が異なる場合は、選手と監督で、それぞれ異なる種別への参加を認める。(例:ブロック大会「成年男子の選手」→敗退→本大会「成年女子の監督」)(一部競技を除く) また、大会が異なる場合は、監督としてそれぞれ異なる種別への参加を認める。(例:ブロック大会「成年男子の監督」→敗退→本大会「成年女子の監督」)(一部競技を除く)
オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。	- 冬季大会とは、スケート競技会、アイスホッケー競技会、スキー競技会を指す。 - 特別大会において、例えば、冬季大会はスケート競技、本大会は自転車競技に参加することができる。	
カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。	冬季大会、本大会を通じて、同一都道府県からの参加とする。	
キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。		
(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。	- 都道府県大会 [13] 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育・スポーツ協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。 - ブロック大会 [13]、[14] 本大会に全ての都道府県が参加できる競技種目・種別を除き、各都道府県の代表は、都道府県大会により選考した代表をもってブロック大会に参加し、これを通過しなければならない。 「都道府県大会及びブロック大会に参加」とは、当該大会で定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点を指す。	[13] 都道府県大会及びブロック大会の免除 日本スポーツ協会国民体育大会委員会が決定した予選会免除対象大会の参加選手及び別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、当該競技の予選会に参加しなくても、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会(ブロック大会)へ出場できる。 ただし、ブロック大会実施競技種目・種別における本大会への参加は、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。 また、都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。 [14] ブロック大会における本大会参加枠の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技種目・種別は、「都道府県」が本大会への出場権を獲得したものであり、「個人」が獲得したものではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができる。(一部競技を除く)

Q.1-1 私はスケート競技、自転車競技、陸上競技を行っていますが、これらすべての競技に参加できますか？

A.1-1 できません。

上記(1)参加資格一オ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。」と記載の通り、スケート競技は冬季大会実施競技、自転車競技及び陸上競技は本大会実施競技のため、本大会については、自転車競技または陸上競技のいずれかを選択する必要があります。
つまり、「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は自転車競技(1競技)」または「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は陸上競技(1競技)」のいずれかとなります。

Q.1-2 特別冬季大会はスケート競技、特別本大会は自転車競技に参加する場合、スケート競技はA県から、自転車競技はB県からのように、異なる県から参加できますか。

A.1-2 できません。

上記(1)参加資格一カ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、特別冬季大会及び特別本大会は同一の都道府県からのみ参加できます。
つまり、スケート競技及び自転車競技に参加する場合は、都道府県予選会から含めて、両競技ともA県から、または両競技ともB県からの参加となります。

Q.2 同一競技・種別において異なる種目に出場することは可能ですか？

A.2 できます。

一方で出場する全ての種目において予選会から含め、大会に参加できることなど、条件付となりますので、必ず該当中央競技団体に参加条件を確認したうえで参加してください。

Q.3 ゴルフ競技でA県及びB県の予選会に参加し、本大会にはどちらかを選択して参加できますか。

A.3 できません。

上記(1)参加資格一カ「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、予選会から含めて1つの都道府県からしか参加できません。

Q.4 ホッケー競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退したため、本大会で少年男子の監督として参加できますか。

A.4 できます。

上記(1)参加資格一エ「選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。」と記載の意味は、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用されるため、参加できます。(一部競技を除く)

Q.5 都道府県大会とブロック大会に、必ず参加しないと本大会に参加できないのでしょうか。ブロック大会で怪我をした選手の代わりに本大会に参加できないのでしょうか。

A.5 原則として、都道府県大会については、競技会、選考会、推薦制度等、当該都道府県競技団体が定めた都道府県代表となるための予選(手続き)に必ず参加しなくてはなりません。
しかし、ブロック大会から本大会への出場権については、当該都道府県が獲得したものであることから、ブロック大会に参加した選手に代わって本大会に参加することは可能です。(一部競技を除く)
ただし、交代する選手は、都道府県代表となるための予選(手続き)に参加していることが条件となります。

Q.6 予選会の免除があると聞きましたが。

A.6 日本スポーツ協会国民体育大会委員会が免除対象大会として認めたオリンピック競技大会等の国際大会代表選手及び別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、予選会免除対象者として取り扱うことができます。
免除対象大会及び対象者については、各競技により異なりますので、免除対象の大会名、選手の選抜方法等については、所属都道府県体育・スポーツ協会又は当該競技団体にお問合せください。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(I)参加資格		
ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。		
(イ) 健康診断を受け、 競技会への参加に支障がない者 であること	・ 選手を派遣する各都道府県体育・スポーツ協会、同競技団体の責任のもと、健康診断を実施すること。	
(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。		
ケ 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、 監督が不在の場合選手は参加することができない 。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。 [15]	・ 選手が監督を兼任する場合も同様に扱う。また、 監督を交代する場合、交代後の監督についても条件を満たす公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有していなければならない 。	[15] 2023年4月1日(冬季大会は2022年10月1日)時点で公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が2024年3月31日(冬季大会は2023年3月31日)以降であること。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(2)所属都道府県		
所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。		
ア 成年種別		
(ア) 居住地を示す現住所	- 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[16]、[17] 2023年4月30日以前(冬季大会は2022年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。[18] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	[16] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出をしていることをいう。 [17] 「日常生活」については、別紙『『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準』に基づき認定する。 [18] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2023年10月17日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。
(イ) 勤務地	2023年4月30日以前(冬季大会は2022年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。[19]、[20] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	[19] 「主たる勤務実態」については、別紙『『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準』に基づき認定する。 [20] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2023年10月17日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。
(ウ) ふるさと (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。) [注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。	- 所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。[21] - 左記「注」については、JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[22]	[21] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。 [22] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」のいずれかから参加する場合は、2023年4月30日以前から大会終了時(2023年10月17日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住又は勤務していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	冬季大会については、2022年4月30日以前から各競技会終了時までとする。	
〔成年種別〕		
a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		
b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合		

- Q.1 「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録(住民票)はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。
- A.1 A県、B県とも「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。
「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。
- Q.2 私はA県にある大学に通学する学生で、「居住地を示す現住所」はB県です。この場合、大学の所在するA県から参加することができますか。
- A.2 「大学の所在地」を根拠として、A県から参加することはできません。
大学生を含む成年種別が選択することができる所属都道府県は上記のとおり、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかを満たす都道府県です。
「大学の所在地」は所属都道府県の条件に当てはまりません。
- Q.3 私はA県に本社所在地を置く会社に所属していますが、実際の勤務先は支社所在地のB県です。「勤務地」とは、所属会社の本社所在地であるA県ですか、それとも、実際の勤務先である支社所在地のB県ですか。
- A.3 「勤務地」は、実際の勤務先であるB県です。
「勤務地」の解釈は、当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務活動を行っている所在地(会社、事務所等の勤務場所)となります。
- Q.4 国体には、上記(2)「所属都道府県」の条件を満たせば、どの都道府県から参加してもよいのでしょうか。
- A.4 上記(2)「所属都道府県」の条件を満たす都道府県のいずれか1都道府県から参加することができます。
なお、冬季大会及び本大会にはそれぞれ1競技に限り参加できますが、回数を同じくする大会において、都道府県の予選会を含めて、異なる都道府県から参加することはできません。【上記(1)参加資格一カ参照】
また、前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を含めて2大会以上の間を置かなくてはなりません。【上記(1)参加資格一ウ参照】
- Q.5 上記(2)「所属都道府県」ーア(ウ)に記載されている成年種別年齢域選手の「ふるさと」とは、どのような内容ですか。
- A.5 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。
詳細は、下記別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」をご参照ください。
※成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者については、下記別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」をご参照ください。

項 目		解 釈・説 明	備 考、補 足
(2)所属都道府県			
イ 少年種別	(ア) 居住地を示す現住所	- 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[23]、[24] 2023年4月30日以前(冬季大会は2022年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。[25] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	[23] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。 [24] 「日常生活」については、別紙「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準に基づき認定する。 [25] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2023年10月17日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。
	(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地(以下「学校所在地」という。)	2023年4月30日以前(冬季大会は2022年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続き通学している学校の所在地を指す。[26] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 - 下記の者は学校所在地から参加することはできない。[27]～[29] (1) 休学中の者 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者	[26] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2023年10月17日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。 [27] 全日制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「学校所在地」のいずれかから参加できる。(「勤務地」の所属選択はできない。) [28] 定時制の課程に在籍する生徒は、「居住地」、「学校所在地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。 [29] 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。(「学校所在地」の所属選択はできない。)
	(ウ) 勤務地	2023年4月30日以前(冬季大会は2022年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。[30]、[31] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	[30] 「主たる勤務実態」については、別紙「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準に基づき認定する。 [31] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2023年10月17日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。
	(エ) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地	- JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[32] - 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない。[33] - JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りではない。[34]	[32] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。 [33] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2023年10月17日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。 [34] 左記の解釈は、上記「(1)「参加資格」－ウー(イ)少年種別 a～c」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。
	※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2023年4月30日以前から大会終了時(2023年10月17日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	- 冬季大会については、2022年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	
[少年種別]			
a 一家転住に係る者			
b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		「居住地を示す現住所」又は「勤務地」から参加する場合に限る。	
c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者			

Q.1 少年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」と成年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」はその解釈が異なりますか。

A.1 異なりません、同一です。

Q.2 「第1条校の所在地」(「学校所在地」として)の条件を教えてください。

A.2 当該大会開催年4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、通学している学校(第1条校)の所在地です。ただし、次の者は「学校所在地」から出場することはできません。

(1) 休学中の者 / (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 / (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者

また、国体における所属都道府県としての「学校所在地」の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指します。

なお、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち「学校教育法」第47条、「学校教育法」第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとします。(10頁【参考】参照)

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(3) 選手の年齢基準		
ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。	・ 選手の参加資格及び所属都道府県については、競技ごとに定める種別の年齢区分に関わりなく、左記の年齢基準(ア)及び(イ)の区分に基づくものとする。 [35]	[35] 2005年4月1日以前(冬季大会は2004年4月1日以前)に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。 ・ 2005年4月2日以降(冬季大会は2004年4月2日以降)に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」、「『JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置』に定める小学校の所在地」のうちいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。 ・ 陸上競技成年種別・共通(4×100mリレー、男女混合4×400mリレー)、水泳水球女子種別、水泳オープンウォータースイミング、サッカー成年男子種別、サッカー女子種別、体操トランポリン男子・女子種別、レスリング女子種別、ウエイトリフティング女子種別、自転車女子種別、ラグビーフットボール女子種別、カヌースラローム及びカヌーワイルドウォーター成年種別、ゴルフ女子種別に参加する者のうち、2005年4月2日以降に生まれた者は、少年種別年齢域の参加資格を適用する。
(ア) 成年種別に参加する者は、2005年4月1日以前に生まれた者とする。	・ 冬季大会については、2004年4月1日以前に生まれた者とする。	
(イ) 少年種別に参加する者は、2005年4月2日から2008年4月1日までに生まれた者とする。	・ 冬季大会については、2004年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者に生まれた者とする。	
(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2023年4月1日を基準とする。	・ 冬季大会については、2022年4月1日を基準とする。 ・ 高校生、高等専門学校生であっても少年種別の年齢域を越えた者は少年種別に参加することはできない。 (例)高校定時制4年生、高専4年生以上等は成年種別に参加する。	
イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生(2008年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者)とする。	・ 特別大会において中学3年生が参加できる競技は次の通り。 【本大会】 陸上競技、水泳(競泳、飛込、アーティスティックスイミング、水球【女子】、オープンウォータースイミング)、サッカー、テニス、体操(競技・トランポリン・新体操)、バスケットボール、レスリング※、セーリング、ソフトテニス、卓球、馬術、フェンシング、バドミントン、ライフル射撃(ビーム・ライフル、ビーム・ピストル)、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、ボウリング、ゴルフ ※2008年1月1日から2008年4月1日までの間に生まれた者は除く 【冬季大会】 スキー、スケート ※スキー、スケート競技については2007年4月2日から2008年4月1日までに生まれたものとする	
(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。		

- Q.1 私は高校を1年間留年して、現在19歳の高校生です。私が国体に参加するにあたっては、成年種別ですか、それとも少年種別ですか。
A.1 成年種別からの参加となり、学校の所在地は選択できません。国体においては、年齢のみを基準として、成年あるいは少年の種別を区分しています。
- Q.2 サッカーの男子については、17歳(当該年1月1日現在)を基準として少年種別と成年種別を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別等は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の考え方・条件はどうなりますか。
A.2 上記(3)「選手の年齢基準」ーア(ウ)に記載の通り、「年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2023年4月1日を基準」としているため、所属都道府県の種別区分も年齢に基づいて区分しています。
つまり、サッカー成年男子及び女子種別、またゴルフの女子種別のいずれにおいても、「2005年4月2日以降に生まれた者」は少年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」、「『JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置』に定める小学校の所在地」となり、「2005年4月1日以前に生まれた者」は、成年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」と)となります。
- Q.3 上記(3)「選手の年齢基準」ーイの解釈・説明に記載されている競技以外では、中学3年生は参加できないのでしょうか。
A.3 できません。中学3年生が参加できる競技については、日本スポーツ協会において当該競技の普及・実施状況、安全面等を確認し、関係機関・団体との合意を得てから、決定することとなっております。
- Q.4 上記(4)「前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。」とありますが、疑義が生じた場合、自分の参加資格を確認するためには、どこへ問合せをしたらよいでしょうか。
A.4 詳細について確認したい場合には、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】		
(1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと	- 本制度は、監督として参加する者(ただし、選手を兼任する者は除く)には適用されない。 - ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」－ア(ア)(本大会:2005年4月1日以前に生まれた者、冬季大会:2004年4月1日以前に生まれた者)に該当する者とする。	
(2) 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。 ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。	「卒業小学校」、「卒業中学校」、「卒業高等学校」は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 - 下記の者はその学校所在地を「ふるさと」として参加することはできない。 (1) 高等専門学校を卒業した者 (2) 通信による教育を行う課程を卒業した者 (3) 高等学校の専攻科、別科を卒業した者	
(3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。	「永住者」(「特別永住者」を含む)については、日本国籍を有する者と同様に扱う。 「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者については、2023年4月30日(冬季大会は2022年4月30日)以前から、本大会終了時まで継続的に日本に滞在していること。また、諸事情により、一時的に日本を離れる場合にあっても、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。〔36〕	〔36〕「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2023年10月17日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。
(4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。	都道府県大会へ参加する前に所定の手続きを終えていること。〔37〕	〔37〕 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。
(5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。	前年度までに「ふるさと選手制度」を2年以上連続で使用した場合、当該年度に異なる都道府県から参加することができる。	
(6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。		
(7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。		※ ブロック大会及び都道府県予選会に「ふるさと選手」として参加した者も含む。

- Q.1 「ふるさと選手制度」は、監督には適用されないのでしょうか。
A.1 監督には適用されません。ただし、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われるため、本制度が適用されます。
- Q.2 「ふるさと」登録の条件として、「卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」となっていますが、A中学校に入学し、その後B中学校(他県)へ転校し卒業した場合、A中学校とB中学校のいずれも選択できますか。
A.2 できません。卒業学校のみが対象となるため、A中学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択することはできません。卒業学校であるB中学校所在地の都道府県が「ふるさと」登録の対象となります。
- Q.3 A中学校を卒業し、B高等学校へ進学したが、B高等学校は中退した。B高等学校を「ふるさと」として登録できるでしょうか。
A.3 できません。B高等学校を卒業していないので、B高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として登録できません。なお、A中学校は卒業しているので、A中学校所在地の都道府県は「ふるさと」として登録できます。
- Q.4 「ふるさと」を登録して都道府県予選会に参加を申込んだが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかった。この場合は、「ふるさと選手制度」の活用はなかったものとしてカウントされますか。
A.4 国体においては、参加申込が受理された時点で参加と見なします。この場合は、当日に参加はできなかったものの、参加申込が受理されているため、参加と見なし、「ふるさと選手制度」の活用としてカウントされます。
- Q.5 「ふるさと選手制度」を活用するときは、前回参加都道府県がどこであっても、2大会の間を置かずとも、「ふるさと」の都道府県から参加できますが、「ふるさと選手制度」の活用をやめて、「居住地を示す現住所」から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。
A.5 「ふるさと選手制度」を2年以上連続して活用した場合は、2大会の間を置かなくとも、「ふるさと」以外の「居住地を示す現住所」または「勤務地」から参加することができます。ただし、2年以上連続して活用していない場合、2大会の間を置かないと、「ふるさと」の都道府県以外から参加することはできません。(上記(1)参加資格－ウー(ア)成年種別のa及びbに該当する場合を除く。)
- Q.6 「ふるさと選手制度」を大学4年時に初めて活用して国体に参加したが、その後大学を卒業し、次年度に「新卒業者」として「ふるさと」の都道府県以外から参加できるのでしょうか。
A.6 できます。2大会の間を置かなくとも良い例外である「新卒業者」及び「結婚又は離婚に係る者」については、いずれも「ふるさと」の「2年以上連続して活用しなければならない」とする規定に優先されて適用されます。
なお、大学4年時の活用を1回目としてカウントし、次回活用時は2回目としてカウントされます。(※ 活用できる回数は2回まで)
- Q.7 「ふるさと」は毎年手続きをしなくてはならないのですか。
A.7 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の手続きが必要です。活用初年は登録申請、2年目以降は使用申請が必要となります。
- Q.8 「ふるさと選手制度」は条件を満たしていれば、現在留学等で海外に在住していても活用できますか？
A.8 できます。
- Q.9 都道府県選択方法において「ふるさと選手制度」と「居住地」の両方が適用できる場合、どちらを選択すれば良いですか？
A.9 どちらでも可です。ただし、ふるさと選手制度は原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。また、ふるさと選手制度を利用しA県から参加(○)した選手が同じA県から「居住地」として出場し、再度ふるさと選手制度を利用しA県から参加する(◎)場合、所属県に変わりはないものの、都道府県選択方法を変更した履歴があるため後者のふるさと利用(◎の場合)は「2回目」の利用となります。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】		
転校への特例 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③)(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。 (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。 (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。 ア 親の転勤による一家の転居 イ 親の結婚、離婚による一家の転居 ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居 (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。 ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会(以下、「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体にに対し、その旨報告すること。 イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体にに対し、その旨報告し了承を得ること。	・ ここでいう「少年種別」とは実施要項総則5-(3)-ア-イ(本大会:2005年4月2日以降に生まれた者、冬季大会:2004年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。 ・ ここでいう「転居元」とは、転住前に属していた(大会に参加した)都道府県のことである。 ・ ここでいう「転居先」とは、転住後における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、もしくは「勤務地」の属するいずれかの都道府県のことである。	
2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。 (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。 ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合 イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合 ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合 (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。 ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合		

- Q.1 一家転住の特例は成年種別には適用されないのですか。
 A.1 適用されません。少年種別年齢域への参加者のみが対象です。本特例の趣旨は、扶養者の事情等によるやむを得ない都道府県の移動に対する配慮からなるものです。
- Q.2 上記1-(2)-イ「親の結婚、離婚による一家の転居」とありますが、離婚を前提とした別居に伴う都道府県の移動に対しては、本特例の対象として見なされますか。
 A.2 別居は本特例の対象となりません。親の結婚、離婚による一家の転居(都道府県の移動)については、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。
- Q.3 上記1-(2)-ウ「上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居」とありますが、「やむを得ない理由」とは何ですか。
 A.3 やむを得ない理由とは、当該選手的意思に関係なく、その扶養者等に起因する何らかの理由です。特に具体的事例を定めておらず、そのケースごとに日本スポーツ協会が内容を確認します。

【参考】◎「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」(抜粋)
 「学校教育法」
 第1条
 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
 第134条
 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。
 第32条
 小学校の修業年限は、6年とする。
 第47条
 中学校の修業年限は、3年とする。
 第56条
 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。
 「学校教育法施行規則」
 第1条(「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む)
 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記3【JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】		
公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項[国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。		
(1) 対象者		
ア 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者	・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [38] ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない。	[38] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
イ 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者	・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。	
(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県 (1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。 なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。	・ ここでいう「少年種別」とは上記(3)「選手の年齢基準」-ア-イ(本大会:2005年4月2日以降に生まれた者、冬季大会:2004年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。 ・ 「卒業小学校」(「入校する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りでない。 [39]	[39] 左記の解釈・説明は、上記「(1)参加資格-ウ-(イ)少年種別 a～c」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。
(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」 (1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」 (2)に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。	・ ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」-ア-ア(本大会:2005年4月1日以前に生まれた者、冬季大会:2004年4月1日以前に生まれた者)に該当する者とする。 ・ 「卒業小学校」(「入校する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ 都道府県大会へ参加する前に「ふるさと」の登録に係る所定の手続きを終えていること。 [40]	[40] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。
(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用 (1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。 [注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。		

Q.1 「JOCエリートアカデミー」に在籍している少年種別の選手ですが、国体にはどの都道府県から参加できるのでしょうか。
A.1 少年種別の年齢域に該当する場合、「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」または「卒業小学校の所在地」(アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地)が属する都道府県のいずれかのうち、要件を満たす都道府県から参加することができます。
詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】 我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。		
1 特例の対象となる選手 本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。		
(1) 第32回オリンピック競技大会(2021年・東京)に参加した者	・ オリンピック開催当該年の場合は、前回大会を対象とする。〔41〕 ・ 冬季大会については、第24回オリンピック冬季競技大会(2022年・北京)に参加した者を対象とする。	〔41〕 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。
(2) 2023年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者 ア JOCオリンピック強化指定選手 イ 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者 ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手 ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。	・ 冬季大会については、2022年10月31日時点とする。 ・ (イ)及び(ウ)の詳細については、実施中央競技団体が決定する。〔42〕	〔42〕 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。
2 特例の内容		
(1) 予選会の免除 本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。	・ 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育(スポーツ)協会及び競技団体が決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。〔43〕	〔43〕 都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。
(2) 資格要件(日数要件の緩和) 本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。	・ 下記を所属都道府県として選択する者は、左記要件の対象とならない。 a) ふるさと b) 第1条校の所在地 c) JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例に定める小学校所在地	
ア 居住地を示す現住所 次の要件をいずれも満たすものとする。		
(ア) 2023年4月30日以前から大会終了時(2023年10月17日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。 なお、生活の実態については、下記要件により判断する。 a. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること b. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること c. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること d. 当該住居に主要な家財道具が存すること	・ 冬季大会については、2022年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	
(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。		
イ 勤務地 次の要件をいずれも満たすものとする。		
(ア) 2023年4月30日以前から大会終了時(2023年10月17日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。	・ 冬季大会については、2022年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	
(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。		
3 国内移動選手の制限 本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-①-③のとおりとする。	・ 第76回又は第77回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、第76回又は第77回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	

Q.1 特例の対象となった選手で、海外に家を借りて、長期合宿をしている場合、住民票のあるA県から「居住地を示す現住所」を選択して出場できますか？

A.1 海外を含む、当該都道府県以外で生活実態がある場合は、本特例を使用することはできないため、「居住地を示す現住所」を選択することはできません。
ただし、「ふるさと選手制度」を使用し、卒業中学校所在地または卒業高校所在地から出場することは可能です。

Q.2 「勤務地」を所属都道府県として選択して出場したいと考えています。雇用契約上、競技活動を勤務として命じられており、本社のあるA県ではなく、練習場のあるB県において週の大半を過ごしています。
(A県にはほとんど行っていません。)

この場合、所属都道府県となるのは本社のあるA県ですか、それとも練習場であるB県ですか？

A.2 ご質問の場合、競技活動をしている場所が「勤務地」とみなされるため、練習場所であるB県を所属都道府県とすることになります。

詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】		
1 特例の対象となる被災地都道府県 震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。 なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。		
2 特例の内容		
(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。		
(ア) 2011年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。	・「居住(居住地を示す現住所)」、「勤務(勤務地)」、「第1条校に在籍(学校所在地)」については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。	
(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、2023年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。	・ 冬季大会については、2022年4月30日以前とする。 ・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。[44]	[44] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。
(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。 なお、この場合、第76回及び第77回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項・(1)-1)・③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。	・ 第76回大会とは、2021年に開催された各季大会 →冬季大会(愛知県・岐阜県) ・ 第77回大会とは、2022年に開催された各季大会 →冬季大会(秋田県・栃木県)/本大会(栃木県)	
(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。	・「居住(居住地を示す現住所)」、「勤務(勤務地)」、「第1条校に在籍(学校所在地)」については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。	
(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。 なお、移動が生じた時期が2023年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。	・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。[45] ・ 冬季大会については、2022年4月30日以降とする。	[45] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。
[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。		

Q.1 震災後に特例対象県から、別の県に避難しましたが、国体には出場できますか？

A.1 特例対象県から出場することが可能です。

また、避難先において「(2)所属都道府県」における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の要件を満たしている場合は、避難先を所属都道府県として出場することも可能です。

Q.2 第76回大会に特例対象県のA県から出場しており、第77回大会では避難先のB県から出場しました。この場合、特別大会はどこ県の県から出場できますか？

A.2 特別大会については、A県からもB県からも出場可能です。ただし、B県を所属都道府県として出場する場合、「(2)所属都道府県」に示す要件を満たしている必要があります。

項 目		解 釈・説 明	備 考、補 足
2	特例の内容		
	(2)避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から特別大会に参加した者が、第78回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 ＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合 ○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合 ○ 他の都道府県に避難先を移す場合 (3)避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和 避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。 ① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地 ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地 なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。 【特例の対象者】 2011～2012年度(小学校は2015年度)に、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。	・ 左記要件以外については、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。	

Q.1 2011年3月11日時点では、特例対象県のA県の中学校に在籍(1年生)していましたが、その後、B県へ避難しB県の中学校を2013年3月に卒業しました。
その後、C県の高校へ進学し、2016年3月に卒業しました。C県の高校を卒業した場合、A県、B県、C県の3県から「ふるさと」を選択できるということでしょうか？

A.1 はい、3県から選択することができます。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できません。

新型コロナウイルス感染症に伴う対応 特別国民体育大会に係る参加資格特例措置について

特例対象者

新型コロナウイルス感染症に伴う、都道府県を跨ぐ移動の制限および日本政府の入国制限措置により、4月30日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者

特例措置内容

4月30日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者については、参加都道府県の予選会参加申込時までに開催基準要項で定める参加要件を満たし、大会終了時まで引き続き当該地に居住又は勤務、通学している者に限り参加を認める。

※特別国民体育大会とは、2023年に開催される冬季大会(開催地：青森県、岩手県)、本大会(開催地：鹿児島県)を指すものとする。

以上

特別国民体育大会（鹿児島県）実施要項総則（抜粋）

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第76回又は第77回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第76回又は第77回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
 - b 結婚又は離婚に係る者
 - c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
- [注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
 - e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2023年4月30日以前から本大会終了時（2023年10月17日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2005年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2005年4月2日から2008年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2023年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2008年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記 1 「国民体育大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項〔国民体育大会開催基準要項第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第 3 項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－2) - ②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第32回オリンピック競技大会（2021年・東京）に参加した者。
- (2) 2023年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2023年4月30日以前から大会終了時（2023年10月17日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2023年4月30日以前から大会終了時（2023年10月17日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2023年4月30日以前から大会終了時（2023年10月17日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第76回及び第77回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2023年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場す

ることができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 77 回大会または 2023 年開催の特別大会に参加した者が、第 78 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

特別国民体育大会冬季大会（2023 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
（2022 年 8 月 25 日版）

● 特別国民体育大会冬季大会実施要項総則

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

（1）参加資格

ウ 第 76 回又は第 77 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 76 回又は第 77 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

（ア）成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

（イ）少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記 2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「―」…不参加

「×」…前回又は前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年
A 選手	北海道 (居住地)	×	×	青森県 (勤務地)	青森県 (勤務地)

【 事例 1：新卒業者 】

	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年
B 選手	北海道 (居住地) 〔大学 3 年〕	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2022.3 月卒業	秋田県 (居住地) (秋田県へ転居) 「新卒業者」適用	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
C 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2021.3 月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
D 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2021.3 月卒業	— (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「新卒業者」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
E 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2021.3 月卒業	富山県 (居住地) (富山県へ転居) 「新卒業者」適用	× (秋田県へ転居)	×	秋田県 (居住地)
F 選手	北海道 (居住地) 〔大学 3 年〕	— 〔大学 4 年〕 2022.3 月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)

対象者：

特別冬季大会[2022 年]：

参加状況		卒業年度
第 76 回	第 77 回	
参加	参加	2021 年度（2022.3 月）以降に卒業した者
不参加		
参加	不参加	2020 年度（2021.3 月）以降に卒業した者

※B・C 選手の事例：

それぞれの選手は「新卒業者」特例を適用し、大会に参加する例。

※D 選手の事例：

D 選手は、第 76 回大会に参加し、大学卒業後の第 77 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる特別大会においては、当該特例が適用され、第 76 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E 選手の事例：

E 選手は、第 77 回大会において、「新卒業者」の特例が適用されて第 76 回大会と異なる都道府県から参加したため、特別大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第 77 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年
G 選手	北海道 (居住地)	北海道 (居住地) 大会後結婚 (秋田県へ転居)	秋田県 (居住地) 「結婚」適用	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
H 選手	北海道 (居住地)	— 大会後結婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「結婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
I 選手	北海道 (居住地) 大会後離婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「離婚」適用	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
J 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (青森県へ転居)	青森県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「離婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
K 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (栃木県へ転居)	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地) 「結婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
L 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (富山県へ転居)	富山県 (居住地) 「結婚」適用	× (秋田県へ転居)	×	秋田県 (居住地)

対象者：

特別冬季大会[2023 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 76 回	第 77 回	
参加	参加	2021 年 5 月 1 日以降、2022 年 4 月 30 日 ^(注) までに手続きを完了した者
不参加		
参加	不参加	2020 年 5 月 1 日以降、2022 年 4 月 30 日 ^(注) までに手続きを完了した者

(注)新型コロナウイルス感染症に伴う「特別大会に係る参加資格特例措置」対象者については、特別冬季大会都道府県予選会参加申込時までに手続きを完了した者。

※G・H・I 選手の事例：

それぞれの選手は「結婚又は離婚に係る者」特例を適用し、大会に参加する例。

※J 選手の事例：

「結婚又は離婚に係る者」特例を第 77 回大会出場時に適用し、さらに特別大会出場時にも適用する例。

※K 選手の事例：

K 選手は、第 76 回大会に参加し、結婚後の第 77 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」特例を適用し、特別大会に参加する例。

る者」の要件発生後、初めての参加となる特別大会においては、当該特例が適用され、第 76 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※L 選手の事例：

L 選手は、第 77 回大会において、「結婚又は離婚に係る者」の特例が適用されて第 76 回大会と異なる都道府県から参加したため、特別大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第 77 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

【事例3：一家転住等に係る者】

	第76回大会 〔高校1年生〕	第77回大会 〔高校2年生〕	特別大会 〔高校3年生〕	第78回大会
M選手	—	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (秋田県へ転居)	秋田県 (学校所在地) 「一家転住」適用 2023.3月卒業	秋田県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
N選手	北海道 (学校所在地)	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (栃木県へ転居)	栃木県 (学校所在地) 「一家転住」適用 2023.3月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用
O選手	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (栃木県へ転居)	—	栃木県 (居住地) 「一家転住」適用 2023.3月卒業	栃木県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
P選手	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (神奈川県 の 高校へ転校)	神奈川県 (学校所在地) 「一家転住」適用	神奈川県 (学校所在地) 2023.3月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用

対象者：

特別冬季大会[2023年]：

参加状況		手続き完了期間
第76回	第77回	
参加 ----- 不参加	参加	第77回大会終了後、特別大会都道府県予選会までに手続きを完了した者
参加	不参加	第76回大会終了後、特別大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※M選手の事例：

第76回大会終了後、特別大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※N選手の事例：

第77回大会終了後、特別大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※O選手の事例：

O選手は、第76回大会に参加し、第77回大会は不参加だったが、特別大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる特別大会においては、当該特例が適用され、第76回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※P選手の事例：

P選手は、第77回大会において、「一家転住等に係る者」の特例が適用されて第76回大会と異なる都道府県から参加した際に、「学校所在地」（「居住地」と異なる都道府県）を選択したため、「学校所在地」と異なる都道府県（「居住地」等）から参加することができるのは、「新卒業者」の特例が適用される第78回大会以降となる。

【事例 3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先（転居元）② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。

② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。

※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。

③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。

④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。

※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【 事例 4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
Q 選手	北海道 (勤務地)	北海道 (勤務地)	秋田県 ふるさと	秋田県 ふるさと	東京都 (居住地)	東京都 (居住地)
R 選手	北海道 (勤務地)	北海道 (勤務地)	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと
S 選手	北海道 (居住地)	栃木県 ふるさと (1 回目①)	栃木県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	栃木県 ふるさと (2 回目①)	栃木県 ふるさと (2 回目②)
T 選手	北海道 (居住地)	栃木県 ふるさと (1 回目①)	栃木県 ふるさと (1 回目②)	—	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
U 選手	北海道 (居住地)	秋田県 ふるさと (1 回目①) 2021.3 月卒業	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2 回目①)
V 選手	栃木県 ふるさと (1 回目①)	—	栃木県 ふるさと (1 回目②)	栃木県 ふるさと (1 回目③)	栃木県 ふるさと (1 回目④)	東京都 (勤務地)
W 選手	栃木県 ふるさと (1 回目①)	—	栃木県 ふるさと (1 回目②)	—	栃木県 ふるさと (1 回目③)	東京都 (勤務地)
X 選手	秋田県 ふるさと (1 回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (1 回目②)	秋田県 ふるさと (1 回目③)	東京都 (勤務地)
Y 選手	秋田県 ふるさと (1 回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (1 回目②)	—	秋田県 ふるさと (1 回目③)

	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年
a 選手 (ｽﾏｰ)	秋田県 ふるさと (1 回目①)	— (中止)	東京都 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2 回目①)	—	秋田県 ふるさと (2 回目②)
b 選手 (ｽﾏｰ)		— (中止)	秋田県 ふるさと (1 回目①)	東京都 (勤務地)	—	秋田県 ふるさと (2 回目①)

(例)1 回目①=1 回目活用の 1 年目 1 回目②=1 回目活用の 2 年目
2 回目①=2 回目活用の 1 年目 2 回目②=2 回目活用の 2 年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ Q 選手の事例：

基本的な例 1。ふるさと選手制度を 2 年以上連続して活用し、その後出場都道府県を変更する例。

※ R 選手の事例：

基本的な例 2。ふるさと選手制度を 2 年以上連続して活用する例。

※ S 選手の事例：

上記「Q 選手の事例」に関する詳細を示した例。「ふるさと選手制度」は「原則として、1 回につき、2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回まで」とされているため、使用例を示した事例となる。

※ T 選手の事例：

「ふるさと」から参加する選手は開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しない、を示した事例。

※ U 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2 大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2 年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第 77 回大会の「ふるさと」活用は 1 回目の活用と数え、残りの活用回数は 1 回とする。

※ V～Y 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 1 回につき 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、1 年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1 回目の継続活用となる。

※ a～b 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、第 76 回大会冬季大会スキー競技会中止に伴う特例措置対象者は、特例措置により、異なる都道府県から参加できる（令和 2 年度第 4 回国民体育大会委員会決定事項通知参照）。

特別国民体育大会本大会（2023 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
（2022 年 8 月 25 日版）

● 特別国民体育大会本大会実施要項総則

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 76 回又は第 77 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 76 回又は第 77 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

- c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記 2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「—」…不参加

「×」…前回大会又は前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
A 選手	— (中止)	栃木県 (勤務地)	×	×	滋賀県 (勤務地)	滋賀県 (勤務地)

【事例 1：新卒業者】

	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年
B 選手	— (中止)	— (中止)	栃木県 (居住地)	鹿児島県 (居住地)	鹿児島県 (居住地)	鹿児島県 (居住地)
	[大学 2 年]	[大学 3 年]	[大学 4 年] 2023.3 月卒業	(鹿児島県へ転居) 「新卒業者」適用		
C 選手	— (中止)	— (中止)	栃木県 (居住地)	—	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
	[大学 2 年]	[大学 3 年]	[大学 4 年] 2023.3 月卒業	(佐賀県へ転居)	[佐賀県に居住] 「新卒業者」適用	
適用 無し	— (中止)	— (中止)	—	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
	[大学 3 年]	[大学 4 年] 2023.3 月卒業	(佐賀県へ転居)	[佐賀県に居住] 「居住地」適用		

対象者：

特別本大会[2023 年]：

第 77 回本大会に参加し、2022 年度（2023.3 月）以降に卒業した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※B 選手の事例：

B 選手は、第 77 回大会に参加し、大会終了後大学を卒業。「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる特別大会においては、当該特例が適用され、第 77 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※C 選手の事例：

C 選手は、第 77 回大会に参加し、大学卒業後の特別大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、第 77 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※適用無しの事例

第 76 回大会が中止となったことにより、新卒適用をせずとも居住地を選択し、出場できる。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年
D 選手	— (中止)	— (中止)	栃木県 (居住地) 大会後離婚	鹿児島県 (居住地) 「離婚」適用	鹿児島県 (居住地)	鹿児島県 (居住地)
E 選手	— (中止)	— (中止)	栃木県 (居住地) 大会後結婚 (鹿児島県へ転居)	—	鹿児島県 (居住地) 〔鹿児島県に居住〕 「結婚」適用	鹿児島県 (居住地)
F 選手	— (中止)	— (中止)	栃木県 (居住地) 大会後結婚 (鹿児島県へ転居)	鹿児島県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「離婚」適用	佐賀県 (居住地)

対象者：

特別本大会[2023 年]：

第 77 回本大会に参加し、第 77 回本大会終了後、特別大会都道府県予選会までに手続きを完了した者。

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※D 選手の事例：

D 選手は、第 77 回大会に参加し、大会後に離婚をした。「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる特別大会においては、当該特例が適用され、第 77 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E 選手の事例：

E 選手は、第 77 回大会に参加し、結婚後の特別大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、第 77 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※F 選手の事例：

「結婚又は離婚に関わる者」の特例は、当該の事象が発生した場合は連続して適用することができる。

【事例 3：一家転住等に係る者】

	第 76 回大会 〔中学 3 年生〕	第 77 回大会 〔高校 1 年生〕	特別大会 〔高校 2 年生〕	第 78 回大会 〔高校 3 年生〕	第 79 回大会
G 選手	— (中止)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (鹿児島県へ転居)	鹿児島県 (居住地) 「一家転住」適用	鹿児島県 (居住地) 2025.3 月卒業	鹿児島県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
H・① 選手	— (中止)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (鹿児島県へ転居)	鹿児島県 (居住地) 「一家転住」適用	鹿児島県 (居住地) 2025.3 月卒業	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用
I・① 選手	— (中止)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県 高校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 「一家転住」適用	千葉県 (学校所在地) 2025.3 月卒業	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用

	第 76 回大会 〔高校 1 年生〕	第 77 回大会 〔高校 2 年生〕	特別大会 〔高校 3 年生〕	第 78 回大会	第 79 回大会
H・② 選手	— (中止)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (鹿児島県へ転居)	鹿児島県 (居住地) 「一家転住」適用 2024.3 月卒業	佐賀県 (居住地) (佐賀県へ転居) 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)
I・② 選手	— (中止)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県 高校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 2024.3 月卒業 「一家転住」適用	佐賀県 (居住地) (佐賀県へ転居) 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)

対象者：

特別本大会[2023 年]：

第 77 回本大会に参加し、第 77 回本大会終了後、特別大会都道府県予選会までに手続きを完了した者。※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※G 選手の事例：

G 選手は、第 77 回大会に参加し、特別大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる特別大会においては、当該特例が適用され、第 77 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※H・①、H・②選手の事例：

一家転住の特例で居住地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

※I・①、I・②選手の事例：

一家転住の特例で学校所在地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

【事例 3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先（転居元）② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。

② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。

※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。

③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。

④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。

※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例 4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年
J 選手	— (中止)	—	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと
			(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)	(1 回目⑤)
K 選手	— (中止)	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	
		(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)	(1 回目⑤)	
L 選手	— (中止)	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)	
		(1 回目①)	(1 回目②)				
M 選手	— (中止)	栃木県 ふるさと	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	
		(1 回目①)			(2 回目①)	(2 回目①)	
N 選手	— (中止)	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	東京都 (勤務地)	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	
		(1 回目①)	(1 回目②)		(2 回目①)	(2 回目②)	
O 選手	— (中止)	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	佐賀県 ふるさと	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	
				(1 回目①)	「新卒業者」適用	「新卒業者」適用	
P 選手	— (中止)	栃木県 ふるさと	—	栃木県 ふるさと	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	
		(1 回目①)		(1 回目②)			
Q 選手	— (中止)	栃木県 ふるさと	—	—	—	栃木県 ふるさと	
		(1 回目①)				(1 回目②)	

(例)1 回目①=1 回目活用の 1 年目 1 回目②=1 回目活用の 2 年目
2 回目①=2 回目活用の 1 年目 2 回目②=2 回目活用の 2 年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ J 選手、K 選手の事例：

J 選手はふるさと選手制度を活用する基本的な例。K 選手は、都道府県選択方法を変えなければふるさと選手制度を続けて活用し出場する場合、1 回目の制度利用が続くことを示した例。

※ L 選手の事例：

K 選手はふるさと解除の基本的な例

※ M 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、第 76 回大会の中止に伴う対応により、第 77 回大会の利用をもって前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる。

※ N 選手の事例：

ふるさと選手制度第5条【「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項・(1)・1)・③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする】を示した例

※ O 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第78回大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※P～Q 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。

【事例 5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	第 77 回大会 〔中学 3 年生〕	特別大会 〔高校 1 年生〕	第 78 回大会 〔高校 2 年生〕	第 79 回大会 〔高校 3 年生〕
R 選手	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	—	栃木県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	栃木県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
S 選手	栃木県 (居住地) 2023.3 月卒業	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	栃木県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	栃木県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
T 選手	栃木県 (学校所在地) 2023.3 月卒業	—	佐賀県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
U 選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	栃木県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕

※ JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の大会参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より 2 大会の間を置いた場合はこの限りでない。

※ U 選手の事例：

U 選手は、特別大会(高校 1 年生時)及び第 78 回大会(高校 2 年生時)は不参加であることから、前回大会出場から 2 大会の間を置いたこととなるため、第 79 回大会(高校 3 年生時)において、所属都道府県を変更して参加することができる。

【事例 5 補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	第 77 回大会 〔中学 3 年生〕	特別大会 〔高校 1 年生〕	第 78 回大会 〔高校 2 年生〕	第 79 回大会 〔高校 3 年生〕
V 選手	栃木県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕 2023.3 月卒業	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ V 選手の事例：

V 選手は、第 77 回大会に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である栃木県より参加。

第 78 回大会の参加にあたっては、JOC エリートアカデミー在籍期間中の初回の参加時に選択した所属都道府県を変更することはできないとの制限が「新卒業者」等の特例より優先されることから、栃木県以外の都道府県から参加することはできない。栃木県以外の都道府県（東京都）から参加するためには、U 選手の事例のように、2 大会の間を置く必要がある。

「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準

公益財団法人日本スポーツ協会

1. 「居住地を示す現住所」における「日常生活」について

「日常生活」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、当該大会開催年4月30日以前から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の4月30日以前から10月31日）まで（以下「対象期間」という。）の総日数の半数を超えて、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があること。なお、対象期間中に住民票を異なる都道府県に移動した場合、「居住地を示す現住所」とはならない。

ただし、次に定める各日数は対象期間の総日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{※1}
 - ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{※2}
 - ③ 少年種別年齢域で、「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する選手については、長期休業（夏季等）の日数
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、以下のような諸事情を総合的に勘案して、住民票記載の住所において、対象期間の半数を超えて生活していることと同等の生活実態があると本会が判断した場合、「日常生活」と認める。
- ① 自ら所有する住居が存し、又は自らの名義で住居を賃借していること
 - ② 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 - ③ 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 - ④ 当該住居に主要な家財道具が存すること

2. 「勤務地」における「主たる勤務実態」について

「主たる勤務実態」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、対象期間中の総日数から、対象期間中1週当たり労働義務のない日とみなす2日及び対象期間中の国民の祝日に関する法律による休日を控除し、残った日数（以下「総労働日数」という。）の半数を超えて、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務している実態があること。

なお、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等へ現実に通勤している者が、会社の命により、テレワーク勤務等を行う場合、その勤務日についても総労働日数に含むものとする。

ただし、次に定める各日数は、総労働日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{※1}
 - ② 中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数^{※2}
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、現実に通勤し、勤務している会社や事業所等の存する都道府県内において、「日常生活」が認められ、かつ、以下の①、②のいずれも満たす日数について現実に通勤し、勤務している実

態があること。

- ① 対象期間の総労働日数から上記(1)①②を控除した日数のうち、4分の1を超えた日数
- ② 夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日を対象期間の総労働日数から控除し、残った日数の半数を超えた日数（ただし、夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日として控除する日数は、勤務形態等を勘案し、合理的な範囲の日数※3に限る。）

※1 「各種競技大会に参加していた日数」について

「各種競技大会」とは、IFまたはNFが主催、主管、または認定する国際または全国レベルの公式・公認大会をいう（記録会等は除く）。

なお、各種競技大会に参加するために係る移動日数については、当該大会の前後1日ずつ（計2日）を上限として、「各種競技大会に参加していた日数」として控除日数の対象と認める。

ただし、当該活動により海外へ移動する場合については、別途公益財団法人日本スポーツ協会が合理的な範囲で移動日数を加算して認めることがある。

【例示：控除となる移動日について】

以下、図示した内容のうち、網掛け箇所が控除対象日

← 所属都道府県外 →								
所属 都道府県	移動日	大会 前々日	大会 前日	大会期間	大会 翌日	大会 翌々日	移動日	所属 都道府県

※ 大会に参加するための移動に係る前後1日（計2日）を控除対象として認める。

← 所属都道府県外 →								
所属 都道府県	移動日	練習等	大会期間 (A大会)	移動日	大会期間 (B大会)	練習等	移動日	所属 都道府県

※ 所属都道府県を起点として、所属都道府県外への発着に伴う移動日数のみを控除対象として認める。

※2 「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数」について

「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動」とは、NFが招集し実施する日本代表選手（候補を含む）としての活動をいい、日本代表合宿・遠征・大会参加や、メディカルチェック、イベントへの参加も含む。

なお、中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加するために係る移動日数については、上記※1と同様の範囲で控除日数の対象と認める。

※3 「合理的な範囲の日数」について

「合理的な範囲」の認定については、個別の事情を勘案し、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会で審議する。該当する事例が発生した場合には、所属の都道府県体育協会を通じて、公益財団法人日本スポーツ協会へ確認すること。

【Q&A事例】

Q.1 住居を複数有している場合はどうなるか？

A.1 過半を超える住居は1つになるはずです。

なお、競技会参加や日本代表の合宿等の日数を控除しても、対象期間の過半を超えない場合は、必ず公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

Q.2 勤務実態において、アルバイトは認められるのか？

A.2 「勤務地」の要件を満たす際の前提としては、フルタイム（週40時間程度勤務）の職業を意図しております。しかし、近年における雇用形態の多様化（派遣会社員、非常勤講師、業務内容が競技活動を行うこと、等）もあるため、前述の条件と同等と考えられる雇用・勤務形態の場合は、公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

なお、学生の短時間・期間のアルバイト等は勤務として認められません。

Q.3 「各種競技大会」あるいは「中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動」には、任意に行われる競技会や地域（都道府県）レベルの交流試合・合宿・遠征等は含まれるのか？

A.3 IFやNFと関連のない大会や活動は含まれません。また、同様に、選手の所属企業・団体等からの業務命令による出張・遠征等も認められません。

この控除の趣旨は、選手の意思とは別にNFからの指示によって、半強制・義務的に都道府県外で活動することはやむをえず、なおかつ、控除対象として明確に定義・区分できるとの理由からです。ご質問の内容は、この趣旨に含まれておりません。

<附則>

平成23年2月24日	制定
平成23年4月 1日	一部改定
平成23年6月23日	一部改定
平成26年3月13日	一部改定
平成30年4月 1日	一部改定
平成30年8月30日	一部改定
令和元年8月29日	一部改定
令和2年9月10日	一部改定

第 77 回国民体育大会における参加条件

本参加条件は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るものとし、いちご一会とちぎ国体の競技会及び開・閉会式（以下、「大会」という。）に参加する全ての者を対象とする。

1 大会参加に必要なとなる条件

- (1) 大会参加日(※1)の14日前から健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」(以下「健康管理アプリ」という。)又は体調管理チェックシート(以下「健康管理アプリ等」という。)に起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録する。

(※1) 大会参加日とは、「大会参加初日(公式練習や開催準備、総合開・閉会式への参加等により、各競技会場や総合開・閉会式会場等を訪れる初日)」、又は「宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設に入る日」のいずれか早い日とする。

- (2) 参加者のうち、次の項目に該当する者は、大会参加日の午前0時から起算して、最大120時間前以内に採取した検体を用いて、新型コロナウイルス感染症の核酸検出検査(PCR法等。以下「PCR検査」という。)を必ず受検する。

- ① 国民体育大会参加申込システムで申込みを行う者及び選手団に帯同する者
 - ・選手、監督、本部役員(団長、総務、顧問等)
 - ・エントリー変更により参加する可能性のある選手、監督、本部役員
 - ・コーチ、トレーナー、ドクター等の選手団帯同者
 - ・視察員
- ② 大会関係者
 - ・文部科学省関係者
 - ・公益財団法人日本スポーツ協会関係者
 - ・大会役員、招待者
- ③ 競技会運営関係者
 - ・競技会役員、競技役員、補助員等
 - ・市町の実施本部員
- ④ 報道関係者(報道員及び報道員に準ずる者)
- ⑤ 式典関係者
 - ・式典出演者
 - ・式典補助員
 - ・式典関係受託業者(式典JV)
 - ・県実施本部員(栃木県総合運動公園及び付随するエリア内で従事する者に限る)
- ⑥ 上記のほか、県又は市町実行委員会において必要と認める者

- (3) PCR検査の対象者のうち、次に該当する者には、大会参加日以降に抗原定性検査を実施する。

- ① 上記(2)①及び③に該当する者
- ② ①のほか、県又は市町実行委員会において必要と認める者

2 大会への参加を認めない者

(1) 感染者

大会参加日の前日までに療養期間が終了していない者

(2) 濃厚接触者

大会参加日の前日までに待機期間が終了していない者

(3) 事前PCR検査を未受検の者及び検査で陰性を示す結果が確認されなかった者

(4) 抗原定性検査の対象者で、検査結果が陽性を示す判定となった者

(5) 大会参加日前 10 日間に健康管理アプリ等の調査項目に該当がある者

ア 健康管理アプリ等で、体温(37.5℃以上の発熱)又は健康状態の調査項目に該当する症状(以下、「感染疑い症状」という。)がある者(以下「体調不良者」という。)

ただし、次の①又は②の要件が満たされた場合、参加が認められる。

① 感染疑い症状の発症後、8日が経過し、かつ薬剤を服用していない状態で感染疑い症状消失後72時間以上が経過している場合

② 薬剤を服用しない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと(※2)(※3)(※4)を示す医師の診断書を主催者に提出し、認められた場合

(※2) 「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR検査等の受検が推奨される。

(※3) 「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

(※4) 医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し、服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

イ 健康管理アプリ等の行動歴の調査項目に該当がある者

- ・保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者
- ・同居家族や身近な人に体調不良者(※5)がいる者

ただし、その者の感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合、参加を認める。

- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、入国後の待機期間が終了していない者

(※5) 健康管理アプリでは「感染が疑われる人」と表示。

特別国民体育大会冬季大会における
予選会免除対象大会一覧

令和4年8月25日

◆ 予選会免除対象大会一覧

競技名	大会名
スキー	第31回FISU冬季ワールドユニバーシティゲームズ(アメリカ・レイクプラシッド)
	ノルディックジュニア世界選手権大会
	アルペンジュニア世界選手権大会
アイスホッケー	予選会免除対象大会なし
スケート	予選会免除対象大会なし

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会（岩手県）

1 会 期

2023 年 2 月 17 日(金)～20 日(月) 4 日間

2 会場地

八幡平市

3 日程及び会場

式典・競技		2 月				会場
		17 日	18 日	19 日	20 日	
		(金)	(土)	(日)	(月)	
開始式		◎				八幡平市総合運動公園体育館
表彰式					◎	
ジャイアントスラローム			○	○	○	安比高原スキー場
スペシャルジャンプ		◇	○			矢神飛躍台
コンバインド	ジャンプ	◇ ◆		○		
	クロスカントリー			○		田山クロスカントリーコース
クロスカントリー			○	○	○	

<◎：開始式、表彰式 ○：競技日 ◇：公式練習日 ◆：予備ラウンド>

4 デモンストレーションスポーツ

会場地	競技	実施期日	競技会場
八幡平市	ミニバイアスロン	2023 年 2 月 11 日 (土)	田山クロスカントリーコース

式典次第の一部変更

現 行			変 更 後		
【特別国民体育大会冬季大会スケート競技会】 表 彰 式 期 日 2023 年 2 月 2 日 (木) 場 所 Y S アリーナ八戸 (八戸市長根屋内スケート場)			【特別国民体育大会冬季大会スケート競技会】 表 彰 式 期 日 2023 年 2 月 2 日 (木) 場 所 Y S アリーナ八戸 (八戸市長根屋内スケート場)		
順	次 第	時 刻	順	次 第	時 刻
1	開 場	1 4 : 0 0	1	開 場	1 5 : 0 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	1 4 : 3 0	2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	1 5 : 3 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	1 4 : 5 9	3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	1 5 : 5 9
4	開 式 通 告	1 5 : 0 0	4	開 式 通 告	1 6 : 0 0
5	成 績 発 表	1 5 : 0 1	5	成 績 発 表	1 6 : 0 1
6	表 彰 状 授 与	1 5 : 0 4	6	表 彰 状 授 与	1 6 : 0 4
7	大会会長トロフィー授与	1 5 : 1 7	7	大会会長トロフィー授与	1 6 : 1 7
8	中央競技団体あいさつ	1 5 : 1 9	8	中央競技団体あいさつ	1 6 : 1 9
9	会 場 地 あ い さ つ	1 5 : 2 2	9	会 場 地 あ い さ つ	1 6 : 2 2
10	国 旗 儀 礼	1 5 : 2 5	10	国 旗 儀 礼	1 6 : 2 5
11	競 技 会 終 了 宣 言	1 5 : 2 7	11	競 技 会 終 了 宣 言	1 6 : 2 7
12	閉 式 通 告	1 5 : 2 9	12	閉 式 通 告	1 6 : 2 9
13	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 5 : 3 0	13	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 6 : 3 0

特別国民体育大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会

参加章の意匠（案）

1 デザイン

【表】



【裏】

特別国民体育大会冬季大会
スケート競技会・アイスホッケー競技会

参加章

2 デザインの説明

八戸の「八」の字を脚に見立て、スケートで滑る様子表現している大会のシンボルマークを中央に配置し、その下には、最後の冬季国体となる今大会が、様々な想いを国民スポーツ大会へ“つなぐ”大会となるようにとの願いが込められた大会テーマ「未来へつなぐ八戸国体」を表記しました。

冬季国体らしい青色を基調としたシンボルマークと、情熱や温もりを表現した赤色の大会テーマのレイアウトにより、シンプルでありながらコントラストのあるデザインとしています。

3 規格

大きさ : 縦横 25 mm 程度
厚さ : 1 mm 程度
材質 : 真ちゅう製

冠称「奄美群島日本復帰70周年記念」の付与

■経緯と趣旨

（趣旨）

- 1946（昭和21）年2月にアメリカの軍政下に置かれ、本土との交通や公益が原則遮断されながらも、群島の人々は、荒廃と貧窮に耐えながら粘り強く祖国復帰運動を展開し、1953（昭和28）年12月25日、日本復帰を果たした。
- その先達の志に思いを致し、次世代に引き継ぐため、奄美群島で初めてとなる国体競技会が開催されるこの機会に地元で開催される競技に冠称を付し、歴史的な意義を広く示すことは大変有意義なことである。

（経緯）

- 鹿児島県において特別国民体育大会本大会が開催される2023年は、奄美群島が日本復帰を果たした日（1953〔昭和28〕年12月25日）から70年という節目の年となる。
- これを受け、奄美群島市町村長会長から、鹿児島県実行委員会に対し、5月25日付で、「奄美群島内で開催される各競技会に『奄美群島日本復帰70周年記念』の冠称を付することについて要望書」が提出された。
⇒鹿児島県実行委員会総会での審議、承諾を受け、文部科学省及びJSPOに要望書を提出

冠称「奄美群島日本復帰70周年記念」の付与（案）

■対象競技・市町村

<正式競技：2競技>

相撲競技（奄美市）、トライアスロン競技（天城町）

<公開競技：1競技>

パワーリフティング（知名町）

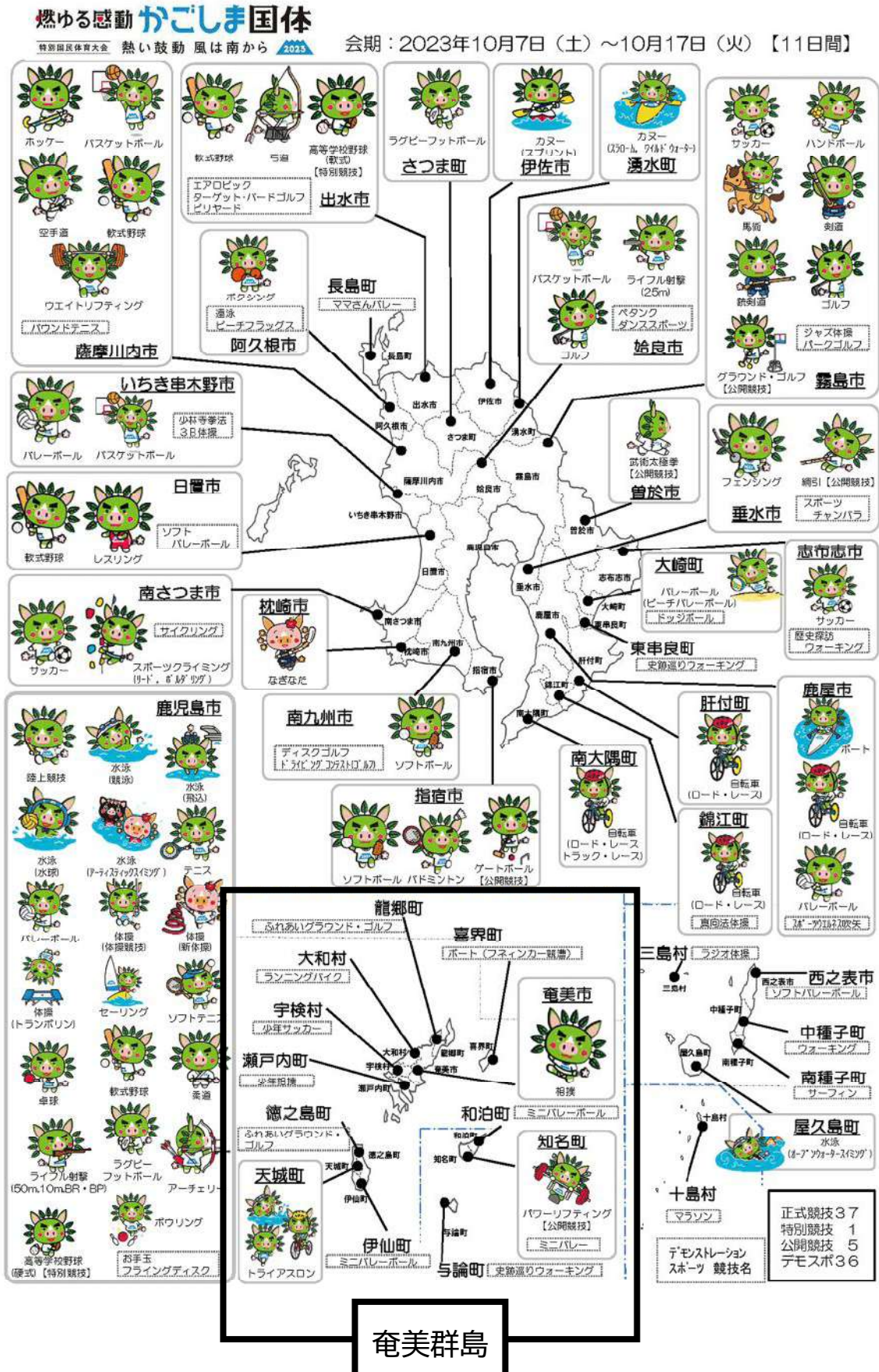
<デモンストレーションスポーツ：7競技>

ボート<フネインカー競漕>（喜界町）、ふれあいグラウンドゴルフ（龍郷町・徳之島町）、ランニングバイク（大和村）、少年サッカー（宇検村）、少年相撲（瀬戸内町）、ミニバレーボール（伊仙町・知名町・和泊町）、史跡巡りウォーキング（与論町）

■冠称付与の方法

特別国民体育大会 奄美群島日本復帰70周年記念 ●●競技会 ※●●には対象競技名

特別国民体育大会（鹿児島県）開催地市町村



第 7 8 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会
中央競技役員数及び所要経費基準

1 中央競技役員数

競技区分	人数
1 スキー競技会	30名
計	30名

2 所要経費支給基準

(1) 交通費

ア 運賃は、各競技役員の居住地から、会場地間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定する。

イ 急行・特急料金及び航空運賃は、県職員等の旅費に関する条例（昭和 26 年 10 月 10 日山形県条例第 48 号）の例による。

(2) 宿泊費及び諸費

区 分	支給額
宿泊費 (1泊2食)	第 7 8 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会宿泊要項で定める料金×宿泊日数 (競技役員業務従事日数+1日)
諸 費	2,200円×(宿泊日数+1日)

- (注) 1 支給期間は、競技日数に1日を加えた日数を上限とする。
 2 開始式日は、競技日数に含める。
 3 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

S A G A 2 0 2 4 国スポ 宿泊料金

正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員の宿泊料金については、以下のとおりとする。

区分	消費税	宿泊料金			備考
		1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	3,000 円 ～ <u>18,000 円</u>	<u>2,400 円</u> ～ <u>14,400 円</u>	2,100 円 ～ <u>12,600 円</u>	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	3,300 円 ～ <u>19,800 円</u>	<u>2,640 円</u> ～ <u>15,840 円</u>	2,310 円 ～ <u>13,860 円</u>	

※ 1泊2食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※ 1泊朝食料金は、1泊2食料金の 80%相当額とする。

※ 素泊まり料金は、1泊2食料金の 70%相当額とする。

※ 入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(注1) 宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいい、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(注2) 配宿決定後の欠食に係る宿泊料金の控除については、宿泊要項に定める。

(注3) 報道員及びその他大会関係者の宿泊料金については、別に定める。

SAGA 2024 国スポにおける宿泊料金の検討について

背景と経緯

○当県における国スポの配宿条件が厳しいこと。

→宿泊施設数 339 施設（全国 46 位）、客室数 9,516 室（全国 47 位）と少ない一方、秋の行楽シーズンの稼働率が高い。（ビジネスホテル 79.0%、シティホテル 68.6%、旅館 42.8%）

○当県では、令和 3 年度に配宿シミュレーションを実施。

＜配宿シミュレーションの前提条件＞

- ・先催県を参考に、選手・監督等 3.1 万人の配宿シミュレーション
- ・宿舎⇄競技会場の輸送時間を優先し、基本 30 分、最大 60 分以内
→この条件を満たす場合、県外へも配宿
- ・客室の提供率は先催県平均の 6 割。ただし、過去の調査で「協力可能」と回答した施設については、6 割を超えて配宿
- ・1、2 回戦の対戦相手を同宿することによる負け帰りキャンセルの「最小化」

○結果は、先催県の上限額である 15,000 円超過は **5,266 人（約 17%）**

県外への配宿は **4,904 人（約 16%）**。

会期	延べ 配宿数		配宿人数（１日当たり）				県外	
			15,001 円 ～ 16,000 円	16,001 円 ～ 17,000 円	17,001 円 ～ 18,000 円	18,001 円 以上		
会期前Ⅰ	21,458	4,578	40	70	85	311	0	
会期前Ⅱ	26,845	5,948	100	410	70	192	83	
本会期	92,715	20,266	793	671	1,960	564	4,821	
合計	141,018	30,792	933	1,151	2,115	1,067	4,904	
配宿人数（１日当たり）に おける 15,000 円超の割合			3.03%	3.74%	6.87%	3.47%		
			6.77%		10.33%			
			13.64%					3.47%
			17.10%（5,266 人）					
県外の割合							15.93%	

○以下の 2 つの対策を検討。

①宿泊施設の宿泊料金引下げ

15,000 円超過の県内 35 宿泊施設に、食事内容の変更等による料金検討の可否についてアンケートを実施（R4.2）

→23 施設が料金検討を了解。それでも **15,000 円超過は 2,990 人（約 10%）**

②宿泊料金上限額の引上げ

各都道府県のスポ協及びスポーツ担当課へ上限額引上げの意向調査（R4.3～5）

→**40 都道府県が引上げについて了承（約 85%）**

○対策の結果は以下のとおり。

会期	延べ 配宿数		配宿人数（１日当たり）				県外	
			15,001 円 ～ 16,000 円	16,001 円 ～ 17,000 円	17,001 円 ～ 18,000 円	18,001 円 以上		
会期前Ⅰ	21,458	4,578	0	0	85	311	0	
会期前Ⅱ	26,845	5,948	20	20	50	172	83	
本会期	92,715	20,266	683	490	805	354	4,821	
合計	141,018	30,792	703	510	940	837	4,904	
配宿人数（１日当たり）に おける 15,000 円超の割合			2.28%	1.66%	3.05%	2.72%		
			3.94%		5.77%			
			6.99%					2.72% (837 人)
			9.71%（2,990 人）					
県外の割合							15.93%	

○上限額を 18,000 円とすることで、上限額超過は、**837 人（約 3 %）**まで縮減。



上記のことを踏まえ、SAGA2024 国スポでは宿泊料金の上限額を

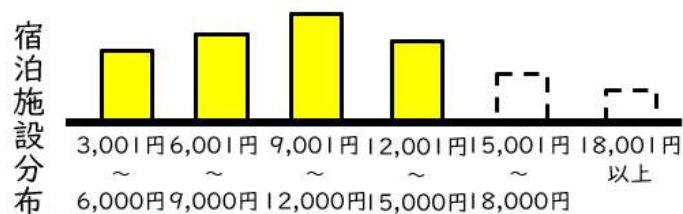
15,000 円 ⇒ 18,000 円 としたい。

○引上げは行うものの、基本的には、15,000 円未満で充足できるよう努力する。

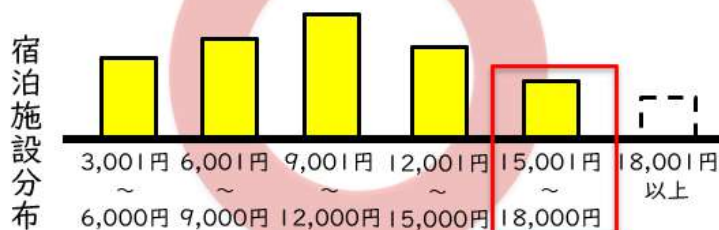
○これによる各都道府県体育・スポーツ協会の負担額は、1 県あたり **約 32 万円増**となる見込み。

【参考】宿泊料金上限額の引上げのイメージ

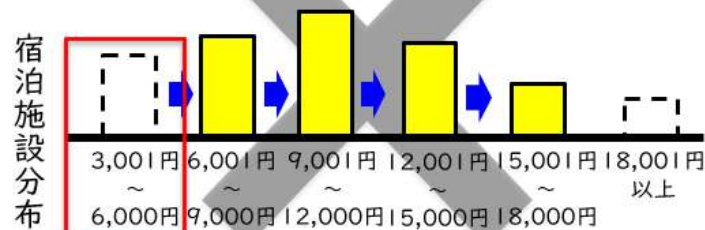
【現在】上限額が 15,000 円 ※黄色が配宿可能



【例】上限額を 3,000 円引上げた場合
⇒ 18,000 円の宿泊施設まで配宿可能となる。



【例】上限額を 3,000 円引上げた場合
⇒ 全ての宿を 3,000 円引上げるわけではない。



SAGA2024（令和6年度）第78回国民スポーツ大会 競技会会期 【競技別】

式典	会場地	式典会場	競技 日数	競技日程										
				1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
				10月										
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
				土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
総合開会式	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム	1	●										
総合閉会式	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	1											●

【正式競技（本会期）】 ※全種別（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子）

競技名		種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程											
						1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	
						10月											
						5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
						土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
陸上競技		全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク　SAGAスタジアム	5							●	●	●	●	●	
ホッケー		成年男子・成年女子	伊万里市	伊万里市国見台球技場	5	●	●	●	●	●							
		少年男子・少年女子		伊万里ホッケーフィールド（佐賀県立伊万里実業高等学校商業キャンパス運動場）	5	●	●	●	●	●							
バレーボール	6人制	成年男子	小城市	小城市芦刈文化体育館	4		●	●	●	●							
		成年女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク　SAGAアリーナ	4		●	●	●	●							
		少年男子	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館	4		●	●	●	●							
		少年男子	みやき町	みやき町中原体育館	3		●	●	●								
		少年女子	鳥栖市	鳥栖市民体育館	4		●	●	●	●							
バスケットボール		成年男子・成年女子	唐津市	唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館	5						●	●	●	●	●		
		成年男子		佐賀県立唐津工業高等学校体育館	1							●					
		成年女子		唐津市立浜玉中学校体育館	4						●	●	●	●			
		少年男子		唐津市文化体育館	5						●	●	●	●	●		
		少年女子		唐津市鎮西スポーツセンター体育館	5						●	●	●	●	●	●	
レスリング	フリー	成年男子・女子・少年男子	嬉野市	U-Spo（嬉野市中央体育館）	2		●	●									
	グレコローマン	成年男子・少年男子		U-Spo（嬉野市中央体育館）	2				●	●							
ウエイトリフティング		成年男子・女子・少年男子	有田町	歴史と文化の森公園焔の博記念堂	5		●	●	●	●	●						
ハンドボール		成年男子・少年男子	神崎市	神埼中央公園体育館	5						●	●	●	●	●		
		成年男子・成年女子		佐賀県立神埼高等学校体育館	2						●	●					
		少年男子・少年女子		トヨタ紡織九州クレインアリーナ	3						●	●	●				
		成年女子	小城市	小城市芦刈文化体育館	4						●	●	●	●			
		少年男子・少年女子	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館	4							●	●	●	●	●	
自転車	トラック・レース	成年男子・女子・少年男子	武雄市	OddsPark TAKEO（武雄競輪場）	4		●	●	●	●							
	ロード・レース	成年男子・女子・少年男子	大分県	オートポリス	1						●						
卓球		全種別	基山町	基山町総合体育館	5	●	●	●	●	●							
軟式野球		成年男子	唐津市	SHOWAハンバーガースタジアム唐津（唐津市野球場）	4							●	●	●	●		
		成年男子	伊万里市	伊万里市国見台野球場	3							●	●		●		
		成年男子	武雄市	ひげしんスタジアム（武雄市民球場）	2							●	●				
		成年男子	鹿島市	鹿島市民球場	2							●		●			
		成年男子	嬉野市	嬉野総合運動公園（みゆき公園）みゆき球場	2							●		●			
		成年男子	有田町	有田赤坂球場	2							●	●				
相撲		成年男子・少年男子	玄海町	玄海町社会体育館	3		●	●	●								
馬術		成年男子・成年女子・少年	兵庫県	三木ホースランドパーク	5					●	●	●	●	●			
フェンシング		全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク　SAGAプラザ	4			●	●	●	●						
柔道		成年男子・女子・少年男子	佐賀市	SAGAサンライズパーク　SAGAアリーナ	3								●	●	●		
ソフトボール		成年男子	白石町	白石町総合運動場（白石中央公園多目的広場）	3								●	●	●		
		成年女子	小城市	牛津総合公園多目的グラウンド	3								●	●	●		
		成年女子	江北町	江北町立江北中学校グラウンド	3								●	●	●		
		少年男子	上峰町	上峰町中央公園多目的広場	3								●	●	●		
		少年男子	みやき町	みやき町三根運動場	3								●	●	●		
		少年女子	太良町	太良町B＆G海洋センター運動広場	3								●	●	●		
バドミントン		全種別	唐津市	唐津市文化体育館	4	●	●	●	●								
弓道	近的	全種別	多久市	多久市緑が丘弓道場	4	●	●	●	●								
	遠的	全種別		多久市緑が丘弓道場	3	●	●	●									
ラグビーフットボール		成年男子	佐賀市	SAGAサンライズパーク　ボールフィールド	2			●	●								
		女子		SAGAサンライズパーク　ボールフィールド	2				●		●						
		少年男子		SAGAサンライズパーク　ボールフィールド	4		●	●		●	●						
スポーツクライミング	リード・ボルダリング	全種別	多久市	佐賀県立多久高等学校クライミング施設（仮称）	3								●	●	●		
カヌー	スプリント	全種別	佐賀市	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場	4							●	●	●	●		
アーチェリー		全種別	鹿島市	鹿島市陸上競技場	3	●	●	●									
空手道		全種別	鳥栖市	鳥栖市民体育館	3								●	●	●		
銃剣道		成年男子・少年男子	大町町	大町町立ひじり学園後期課程体育館	3								●	●	●		
なぎなた		成年女子・少年女子	嬉野市	U-Spo（嬉野市中央体育館）	3								●	●	●		
ボウリング		全種別	佐賀市	ボウルアーガス	5			●	●	●	●	●					
ゴルフ		成年男子	武雄市	若木ゴルフ倶楽部	3	●	●	●									
		女子		武雄・嬉野カントリークラブ	3	●	●	●									
		少年男子		武雄ゴルフ倶楽部	3	●	●	●									
トライアスロン		成年男子・成年女子	唐津市	唐津市内特設コース	1		●										

【正式競技（会期前 1 回目実施競技）】

競技名		種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程												
						9月												
						5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
						木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
水泳	競泳	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAアクア	3										●	●	●	
	アーティスティックスイミング	少年女子		SAGAサンライズパーク SAGAアクア	1			●										
	水球	少年男子・女子		SAGAサンライズパーク SAGAアクア	4					●	●	●	●					
	飛込	全種別		SAGAサンライズパーク SAGAアクア	3										●	●	●	
	オープンウォータースイミング	男子・女子	伊万里市	イマリンビーチ	1							●						
ボート		全種別	佐賀市	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場	4										●	●	●	●
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子・少年女子	伊万里市	イマリンビーチ	4										●	●	●	●
体操	競技	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	4	●	●	●	●									
	トランポリン	男子・女子		SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	1								●					
カヌー	SL・WW	成年男子・成年女子	鹿児島県	湧水町轟の瀬特設カヌー競技場	4									●	●	●	●	

【正式競技（会期前 2 回目実施競技）】

競技名		種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程											
						9月											10月
						21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	1 火	
サッカー		成年女子・少年女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム	3		●		●	●							
		成年女子・少年女子		SAGAサンライズパーク セカスタ	3		●	●	●								
		成年女子・少年女子		SAGAサンライズパーク ボールフィールド	3	●	●	●									
		成年女子・少年女子		SAGAサンライズパーク ボールフィールド	3	●	●	●									
		成年女子・少年女子		佐賀市健康運動センター	2	●	●										
		少年男子	鳥栖市	駅前不動産スタジアム（鳥栖スタジアム）	4	●	●		●	●							
		少年男子		鳥栖スタジアム北部グラウンド①	3	●	●	●									
		少年男子		鳥栖スタジアム北部グラウンド②	3	●	●	●									
テニス		全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク テニスフィールド	4	●	●	●	●								
		全種別		佐賀県立森林公園テニスコート	4	●	●	●	●								
体操	新体操	少年男子・少年女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	2			●	●								
セーリング		全種別	唐津市	佐賀県ヨットハーバー	4								●	●	●	●	
ソフトテニス		全種別	唐津市	松浦河畔公園庭球場	4	●	●	●	●								
		全種別		佐賀県立唐津東高等学校・唐津東中学校テニスコート	4	●	●	●	●								
ライフル射撃	25m	成年男子	佐賀市	佐賀県警察学校	3								●	●	●		
	10m	全種別	大分県	大分県立庄内屋内競技場	4							●	●	●	●		
	50m	成年男子・成年女子		大分県立庄内屋内競技場	3							●	●	●			
	BR・BP	少年男子・少年女子		湯布院スポーツセンター	3							●	●	●			
剣道		全種別	神崎市	神埼中央公園体育館	3								●	●	●		
クレー射撃	トラップ・スキート	成年	佐賀市	佐賀県射撃研修センター	4						●	●	●	●			

【特別競技】

競技名		種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
						10月										
						5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
						土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
高等学校野球	硬式	一	佐賀市	さがみどりの森球場	3		●	●		●						
	軟式	一	鳥栖市	鳥栖市民球場	3		●	●		●						

【公開競技】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程
綱引	—	唐津市	唐津市文化体育館	2	8月24日（土）～8月25日（日）
武術太極拳	—	嬉野市	U-Spo（嬉野市中央体育館）	2	9月21日（土）～9月22日（日）
パワーリフティング	—	基山町	基山町総合体育館	3	9月6日（金）～9月8日（日）
ゲートボール	—	鳥栖市	鳥栖市陸上競技場	2	9月7日（土）～9月8日（日）
グラウンド・ゴルフ	—	鹿島市	蟻尾山公園	2	9月21日（土）～9月22日（日）
バウンドテニス	—	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ	2	8月24日（土）～8月25日（日）
エアロビック	—	武雄市	白岩体育館	2	8月24日（土）～8月25日（日）

第78回国民スポーツ大会（佐賀県）ポスター

【デザイン】



【デザイン趣旨】

SAGA2024 は、「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に名称が変わる最初の大会です。佐賀県では新しい大会に向けて、様々なプロジェクトを進めていますが、その一つが佐賀県内外で活躍する実在のアスリートをモデルとした大会ピクトグラムを制作する『リアルアスリート・ピクトプロジェクト』です。ポスター図案では、この大会ピクトグラムをメインビジュアルとし、スポーツの躍動感のあるデザインとしました。

第79回国民スポーツ大会(滋賀県)実施競技一覧

式典	会場地	式典会場	備考
総合開・閉会式	彦根市	彦根総合スポーツ公園陸上競技場	条例改正に伴う名称変更

1. 正式競技

競技		種別	会場地	競技会場	備考
陸上競技		全種別	彦根市	彦根総合スポーツ公園陸上競技場	条例改正に伴う名称変更
水泳	競泳	全種別	草津市	(仮称)草津市立プール	
	飛込	全種別			
	水球	少年男子 女子			
	アーティスティックスイミング	少年女子			
	オープンウォータースイミング	男子 女子	長浜市	長浜市南浜町地先特設会場	
サッカー		成年男子	東近江市	東近江市総合運動公園布引陸上競技場	
		少年男子	守山市	京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド	
			野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)		
			甲賀市	甲賀市水ロススポーツの森陸上競技場	競技会場の変更
		少年女子	大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場	
			伊香立公園芝生グラウンド		
甲賀市	甲賀市水ロススポーツの森陸上競技場				
テニス		全種別	大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート	
ボート		全種別	大津市	関西みらいローイングセンター(滋賀県立琵琶湖漕艇場)	
ホッケー		全種別	米原市	OSPホッケースタジアム(滋賀県立伊吹運動場) 米原市伊吹第1グラウンド	
ボクシング		成年男子 少年男子 成年女子	東近江市	東近江市能登川アリーナ	
バレーボール	6人制	成年男子	草津市	草津市立総合体育館	
		成年女子		YMITアリーナ(くさつシティアリーナ)	
		少年男子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	
		少年女子	守山市	守山市民体育館	
	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	長浜市	豊公園自由広場特設会場	
体操	競技	全種別	大津市	滋賀アリーナ	
	新体操	少年男子 少年女子			
	トランポリン	男子 女子			
バスケットボール		成年男子 少年男子	大津市	滋賀アリーナ	
		成年女子	野洲市	野洲市総合体育館	
		少年女子	草津市	YMITアリーナ(くさつシティアリーナ)	
レスリング		成年男子 少年男子 女子	栗東市	栗東市民体育館	
セーリング		全種別	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場	
ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	高島市	滋賀県立安曇川高等学校体育館	
ハンドボール		成年男子 成年女子	彦根市	彦根市スポーツ・文化交流センター	
		少年女子		彦総グリーンアリーナ(彦根総合高等学校体育館)	
		少年男子 少年女子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	
		少年男子		あづちマリエート	
自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	京都府向日市	向日町競輪場	
	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	東近江市	東近江市特設ロードレースコース	
ソフトテニス		全種別	長浜市	長浜市民庭球場	
卓球		全種別	野洲市	野洲市総合体育館	

軟式野球		成年男子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園野球場	
			草津市	草津グリーンスタジアム	
			守山市	守山市民球場	
			甲賀市	甲賀市民スタジアム	
			東近江市	東近江市ひばり公園湖東スタジアム	
			日野町	大谷公園野球場	
相撲		成年男子 少年男子	長浜市	長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)	
馬術		成年男子 成年女子 少年	兵庫県三木市	三木ホースランドパーク	競技会場の選定
柔道		成年男子 少年男子 女子	長浜市	長浜伊香ソインアリーナ	
ソフトボール		成年男子	東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	
		成年女子	高島市	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド	
		少年男子	草津市	草津市立野村運動公園グラウンド	
		少年女子	守山市	守山市民運動公園ソフトボール場 守山市民球場	
フェンシング		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ(滋賀県立体育館)	
バドミントン		全種別	大津市	滋賀アリーナ	
弓道		全種別	彦根市	彦根市スポーツ・文化交流センター	
ライフル射撃	25m	成年男子	大津市	滋賀県警察学校射撃場	
	50m	成年男子 成年女子	大阪府豊能郡 能勢町	能勢ライフル射撃場	
	10m	全種別			
	BR・BP	少年男子 少年女子			
剣道		全種別	湖南市	湖南市総合体育館	
スポーツクライミング	リード	全種別	竜王町	竜王町総合運動公園	
	ボルダリング				
ラグビーフットボール	7人制	成年男子 女子	野洲市	滋賀県希望が丘文化公園	
	15人制	少年男子			
カヌー	スプリント	全種別	東近江市	伊庭内湖特設コース	
	スラローム ワイルドウォーター	成年男子 成年女子	大津市	瀬田川特設カヌー会場	
アーチェリー		全種別	愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	
空手道		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ(滋賀県立体育館)	
銃剣道		成年男子 少年男子	高島市	新旭体育館	
なぎなた		成年女子 少年女子	彦根市	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社彦根工場多目的ホール	
ボウリング		全種別	彦根市	ラビュタボウル彦根	
ゴルフ		成年男子	栗東市	琵琶湖カントリー倶楽部	
		少年男子	甲賀市	ベアズバウ ジャパン カントリークラブ	
		女子	東近江市	名神八日市カントリー倶楽部	
トライアスロン		成年男子 成年女子	近江八幡市	近江八幡市特設トライアスロン会場	
37競技			19市町	59会場	

2. 特別競技

競技		種別	会場地	競技会場	備考
高等学校野球	硬式	—	大津市	マイネットスタジアム皇子山(皇子山総合運動公園野球場)	
	軟式	—	甲賀市	甲賀市民スタジアム	
			高島市	高島市今津総合運動公園今津スタジアム	
1競技			3市	3会場	

3. 公開競技

競技	種別	会場地	競技会場	備考
綱引	—	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	
ゲートボール	—	長浜市	長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)	
武術太極拳	—	野洲市	野洲市総合体育館	
パワーリフティング	—	栗東市	栗東市民体育館	
グラウンド・ゴルフ	—	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	
バウンドテニス	—	草津市	YMITアリーナ(くさつシティアリーナ)	
エアロビック	—	守山市	守山市民体育館	
7競技		7市	7会場	

4. デモンストレーションスポーツ

競技	会場地	競技会場	備考
インディアカ	草津市	YMITアリーナ(くさつシティアリーナ)	
ウォーキング	近江八幡市	西の湖一帯	
カローリング	甲賀市	甲賀市水口体育館	
還暦軟式野球	守山市	守山市民球場	
		守山市民運動公園守山市民スポーツ広場	
キンボールスポーツ・レクリエーション	湖南市	湖南市総合体育館	
里湖で地域を結ぶウォーキング	高島市	高島市内	
スポーツウエルネス吹矢	草津市	YMITアリーナ(くさつシティアリーナ)	
スポーツ鬼ごっこ	野洲市	野洲市野洲川河川公園	
スポーツ拳法	大津市	皇子が丘公園体育館	
スポーツチャンバラ	栗東市	栗東市民体育館	
スリースマイルゴルフ	大津市	和邇市民運動広場グラウンド	
スローイングビンゴ	栗東市	栗東市民体育館	
ソフトバレーボール	甲賀市	甲賀市水口体育館	
ネットでボンボイ	東近江市	東近江市総合運動公園布引体育館	
ノルディック・ウォーク	草津市	草津川跡地公園de愛ひろば	
ひこねスーパーカロム	彦根市	彦根市スポーツ・文化交流センター	
百人一首競技かるた	大津市	滋賀県立武道館	
ビリヤード	栗東市	栗東市民体育館	
フットサル	米原市	BIG-BREATHイブキサッカースタジアム	
マリンスポーツフェスティバル	野洲市	琵琶湖マイアミ浜(野洲市中主B&G海洋センター艇庫前)	
モルック	多賀町	多賀町B&G海洋センター屋内多目的運動広場	
ユニカール	長浜市	長浜伊香ツインアリーナ	
ユニホック	米原市	OSPホッケースタジアム(滋賀県立伊吹運動場)	
		米原市伊吹第1グラウンド	
ラジオ体操第3(初代・二代目)	大津市	皇子が丘公園体育館	
24競技	14市町	21会場	